

官報

号外 昭和二十三年六月八日

○第二回衆議院會議錄第五十七号

昭和二十三年六月七日(月曜日)

午後一時四十五分開議

議事日程 第五十三号

昭和二十三年六月七日(月曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 大蔵大臣の財政演説に対する質疑を継続いたします。

小坂善太郎君。

(小坂善太郎君登壇)

○小坂善太郎君 私は、民主党を代表いたしまして、北村大蔵大臣の財政方針の演説につきまして若干の質疑を行いたいと思ひます。北村大蔵大臣が大臣に就任されて以来、いわゆる北村財政の方向というものが、今回初めて具体的に予算の中に盛り込まれたと思ひます。そこで、私はこの際、北村さん自身、これが特に北村財政のもつユニークな、特徴的なものであると考えられるものがありましたならば、この際ここにそれを示されたいと思ひます。

さて私は、現在予算を編成いたしました上に、三つの至上の命題と申しま

すか、至上の要請があると思ひるのであります。第一は、收支のバランスした均衡予算を組むこととあります。第二に、インフレーションを解決いたしま

るところの総予算中に占むる十五億円の比重というものになるのであります。この比重はきわめて少いので、もはや経済問題としての重要性というものは著しく喪失していると言わなければなりません。しかしながら、この問題は政治的にはなにか重要な問題として取扱われております。私は、この真の意義がいずれにあるのかというのとを、実ははなはだ了解に苦しんでおるのであります。けれども、この問題

に於いての世論の意見というものは、今までの論議に盡された感があります。そこで私は、この際これを論ずることをやめまして、別途の新しい観点からこの問題を取上げてみたいと思ひます。すなわち、これを健全財政という見地から問題にしてみま

第二に、この予算の中にインフレ収束に対処するいかなる決意が盛つてあるかということにつきまして質問いたしたいと思います。片山、芦田両内閣を通じて、昭和二十三年をもつて日本経済復興の第一年たらしめなければならぬということは、しばしば言われておることでありまして、昭和二十三年度の予算こそは、この政府の決意を端的に盛り上げたものでなければならぬと思ひます。政府はこれによりまして、インフレーションに對する一つのダムを築き上げるといふ決意がなければなりません。この予算をもつて第一のダムとし、第二、第三のダムを築き上げるところの準備と見透しが必要ではないかと思ひます。目下外資の導入につきま

いはゆる軍事公債の利拂というものは二十億億円であります。この中から、政府の關係分、源泉徴収に関する分、日銀において所有せられております分その他を控除いたしますと、利拂は十七億億円であります。政府は、このうち本年度の支拂分十五億億円の利拂を一箇年間延期されようとしてゐるのであります。軍事公債の利拂というものは、今や総額四千億圓に達します

政府は、利拂を一箇年間延期いたしました。これがために浮いたところの費用をもつて六・三割、公共事業費等に充てると言われるのであります。もちろん、わが党もいたしましては、これらの費用をいよく多く、十分に支出していただくことを望むものではあります。けれども、理論的に申しますと、この考え方は、言いかえれば、今までのいはゆる軍事公債というものの利拂を停止する。しかしながら、他に新しく公

債を発行したことになるのであります。すなわち、公債の利拂を停止した十五億圓だけの分につきまして、新たに赤字公債を発行したということになるかと思ひます。すなわち、均衡予算の原則をこの面で破つてゐるのではないかと、いふように言われる疑問があると思ひます。さらに議論を進めれば、國債費七十五億圓を、全部が全部この利拂をたな上げして、その費用をもつて歳入に充てると、すなわち大衆の負担を軽くすることか、いろいろの方法をもつて支出することか、ができるという議論もできるのではないかと思ひます。この点に關しましては大蔵大臣から、きわめて理論的に、われわれが十分に納得するような御説明を得たいと思ひるのであります。

さらに、政府が、そのときの財政上の理由であるとか、あるいは政治上の都合であるとか、そういうことで利子の支拂いを停止するということは、今までの間かかないこととあります。そこで、この措置を発表して以来、外國に於けるわが國の公債の價格には相當に影響があつたのではないかと、いふように思ひます。大蔵大臣がこれに對する御調査があらましましたら、これをこの際示されたいと思ひます。さらに、これに關連いたしまして、わが國の外債が、米英債を合

きりしたお考えをお聴かせ願いたいと思ふのであります。

さらに、官業とか専賣事業につきましては、われわれは、國民が幾多の批判をもつておられることを、耳を澄まして聴かなければならないと思ふのであります。この面に關しましては、調査會を設けまして徹底的に調査してみてはどうか。この調査の過程におきましては、あるいは地方の鐵道において、民間に拂い下げる方がよいと思われるものも出てくると思われ、それ／＼いろいろ必要な改革が推進されると思ふますが、運輸大臣、通信大臣の、この問題に對しての所見を聴きたいと思ふ。

私は、以上主として歳出方面の節約について述べたのであります。これはきつめて歳出方面を節約いたしまして、これによるところのアンバランス、政府の資金の撒布超過を防ぐということを考えたにはかならないのであります。一体、健全財政の原則を貫く、これは非常に困難な問題ではあります。今日どうしても行わなければならぬ至上至高の命題であります。しかし一方におきまして、そのしりが金融に抜けていく、そして不健全なところの金融が行われるということになつたのでは、何にもならないのであります。あくまでも健全金融の原則を貫かなければならぬと思ふのであります。復興金融庫の機能、またその運営等につきましては、さらに特段の考慮を加えなければならぬと思ふのであります。復興金融庫の融資の中で、もつとも大きな部分を占めるところの石炭あるいは電力事業、これら

のものについて、政府も經營者も、本來的労働關係、あるいは價格の本質的な安定を考へることなく、ただしり漫然と赤字金融にもつていつておるというように見えるのであります。このその日暮しの經營というものが、著しく識者の憂うところとなつておるのであります。この問題につきまして、何らか特別のくふうはないものか、もつと根本的な價格關係の安定、あるいは労働關係の安定等について特別の考慮がないかどうかというところを、私はこの際商工大臣からお聴きしたいと思ふのであります。

去る一月以來、物價も日本銀行券の發行高も、著しく騰勢を緩めてまいりました。物價は、やや横ばいの状態にはいつておるのであります。このときに、外資の導入をきつかけといたしまして、インフレーションの中間安定をはからうとするところの意圖が政府にあるようにありますが、巷間これを傳へ聞きまして、中間安定というものは一種のインフレーションである、一種のデフレーションの現象であるというように思ひまして、これをもつて、インフレがどの程度において、自然的に終焉するのではないかと、いろいろな考へをもつておられるのであります。私は、これは非常に危険であるというように考へるのであります。私の考へでは、中間安定といふことは一種の言葉のあやまりでありまして、インフレの騰勢の齒車を緩めるといふことにはかならないかと思ふのであります。インフレーションといふものは、あくまで財政現象でありまして、通貨に關しましてこれが実質的な安定があるかどうかということ

であつて、中間安定といふことは、通貨に對してはあり得ないのであります。ほんとうにインフレーションを収束せしめまして、經濟諸量間の實質的な安定を期待するといふことになりまします。これは、安定通貨の導入といふことを考へなければならぬのではないかと考へるのであります。

今政府の企圖しておられる五箇年後の經濟安定に關して一番大きな問題は、一体いつごろこのインフレーションを終息せしめることができるものか、いつごろインフレーションを終焉せしめるような処置をとるつもりであるかといふことであると思ひます。單にインフレーションの中間安定といわれるような措置を五箇年間にわたつて継続するといふことが、一体可能なのかどうかといふことを考へてみなければならぬと思ひます。私は、このインフレーション經濟を安定經濟へもつてまいりますためには、財政とか企業とか家計、こゝにいたつたものの整理・合理化といふものを進めなければならぬと考へます。すなわち、經濟諸量の均衡を得るようになければならぬと考へます。その間に安定恐慌といふものを當然避けるべきではないのであります。中間安定といふ言葉で申しますと、いかに中間的な安定が続いて、一種の言葉のニュアンスをもつのであります。中間安定といふやうな、やはり安定恐慌を経過しなければならぬ。ただ安定恐慌を、金融政策と物價政策の二つでもつて、急激な、ドラスティックな恐慌を経ないでやつていける、すなわちなし崩しにやつて

いけるといふことの問題があるのではないかと思ひますが、こゝにいうことは、一見はなほ健康には見えますけれども、これが長期にわたつていくといふことは非常に生産條件を悪くしていく、苦しい生産條件のもとで金融政策と物價政策を續けていく、それには非常な決意を政府がもたなければならぬし、また非常な政治力を必要とすることになると思ふのであります。

そこで私は、この中間安定が一体可能かどうかといふことについて、政府の見透しを伺いたいと思ひます。さいわいに、アメリカの好意ある援助によつて原料を供給されることになりましますならば、わが國の生産は今後相當急速に建直するところの見透しをもつておると思ひます。おそろく昭和十二年基準に比へまして、これの六〇％までになる、現在の倍になるというには、一年半程度の日子を費せばそうなり得るのではないかと、こゝに問題になつてまいりますが、このときに問題になつてまいりますのは、老朽化したところの機械、生産手段の磨耗を救つて、それ以後の生産増強に備へることでありまします。この際インフレーションを収束いたしまして、本格的な起ち上りの基礎を築くといふ必要が出てまいります。そこで私は、インフレ収束と安定恐慌につきまして、政府のお見透しをこの際伺つておいた方がよいと思ふので、あえて質問いたす次第であります。

第三に、予算と國民生活の關連について伺いたいと思ふのであります。予算は、國民生活を明るくする、國民生活を健全にするための健全予算でなければなりません。まず公共事業費であります。政府は、國土再建のためにも、災害予防のためにも、その緊急性に鑑みまして、特別の考慮を拂つて、物價・資金の關係をも考慮して、四百二十五億圓といふものを計上して、本年度は前年度の実績に比して相當程度増額する見込であるといふことではあります。前年度の実績といふものは、まことにお話にならぬ少額のものであります。これと比較して大いなる考慮を拂つていただきたいと考へるのであります。殊に、水害対策費、六・三割を完全に実施するための予算、土地改良費、海外引揚者や恩給受給者中の困窮者に対する対策費等は、相當に増額をはかつていただきたいと思ふのであります。政府の御所信を承りたいと思ふのであります。

次に歳入についてであります。政府は本年度の稅收二千五百六十七億圓を予定しておるのであります。この際問題とすべきは、政府は、昨年度のごとく、期末に至りまして本予算とは同額の追加予算を出さなかつたといふことを、まず驚くべきであらうと思ふのであります。稅收が、昨年度のように、前半期においてほとんど確実な、とりよゝいところの財源をあさり盡したあとで、それと同額の予算を後半期において組んで、同額の財源をあさるというところになりまします。非常に國民生活を圧迫する、無理がかかるということが考へられるのであります。まずこの際、今後絶対に大きな追加予算を出さないといふことを言明していただきたい、この予算の審議に當りたい、こゝに思ふのであります。(拍手)

政府は、稅制の改革全般にわたつて

考慮されまして、所得税、法人税等を軽減する、そして、この補填のために新しく取引高税を創設するということが言つておられますが、これがはたして國民の所得税の軽減になるや否やということは、これは十分に検討してみよう必要があると思つております。

昭和二十三年の國稅總額二千五百六十七億圓は、昨年度に比しまして約二倍となつております。すなわち、一千二百十三億圓の増徴となつております。今年度の國民所得一兆九千億圓に對します國稅の割合は一四%でありまして、昨年度の國稅一千三百五十四億圓に對します國民所得の割合と、ほぼ同率となつております。全体として、實質的にはたして大きな軽減になるかどうか、しかも、所得税の軽減といふものは、初年度におきましては少いのでありますから、少くとも本年度におきまして、實質的には大した軽減が期待し得ないのであります。が、本年度において著しい実効を伴わないといつた税制の改革を、あたかも、はなはだしく所得税を軽減することくに宣傳的に申しますことは、後に至りまして、かえつて國民を失望せしむることになるのではないかと思ふのであります。この際國民は重税を覚悟していけといふことをむしろ言ひ方が率直であつて、かえつて國民を振起させるゆえんではないかと思ふのであります。この点に關して御意見を承りたいと思つております。(拍手)

大藏大臣は、財政の基礎を堅実ならしむるために取引高税を創設したと言われております。しかし、この取引高税といふものは、結局において大衆の

負担となるのではないかと、結局商品の價格に轉嫁されることになりまして、消費者負担となる面が多いのではないかと考へるものであります。各取引の段階において一%ずつの税金を課するといふのですから、この取引段階といふものを一連幾段階に見るかということに決定的に重要なものでありまして、政府としては、この取引高税を創設するにあつて、取引の段階といふものを一連幾つに考へておられるのか。取引といふものは、必ずしも原料、加工、販賣といふような三段階に限られるものではないのでありまして、これを幾段階に考へ、そして取引高税の創設と物價の高騰との關係をどれほどに見ておられるかといふことを伺いたいと思つてあります。

國民所得と税制、直接税と間接税、こゝにいたるもの比率關係について、さらに慎重に御考慮があるように考へるものであります。タバコ等につきましては、さらに増産のために能率を上げる。また酒税に關しましては、今日これ以上の主食をつぶすといふことは考へられないこととありますから、一方主食を原料としない酒類の製造といふものをもつと積極的に取上げて奨励し、この方面からするところの財政収入の増加をはかつたらどうかと思ふのであります。政府の具體的の御方針があれば承りたいと思つてあります。(拍手)

次に、地方財政について伺いたいと思つてあります。地方財政につきましても、いはゆる中央・地方を通ずるところの健全財政の原則が貫かれなければならぬこととからいたしまして、

この健全化が一日も早くはかられなければならぬことは言うまでもないのであります。これは地方に自治の責任をもちせなければならぬと思ふのであります。地方分與税分與金をもらつて、中央からの出先官憲に頼つてゐるということでは、いつまで経つても地方自治といふものは確立しないと思つてあります。この際、中央政府の出先機關といふものはむしろ全廢する、そして、地方に自治の責任と財源培養の機会を與えるといふお考えはないか、これは總理大臣からお答えを願ひたいと思つてあります。

今回地方税の中に、いろいろ問題になつてゐる事業税があります。そのうち農業事業税の主食に關係するもの、あるいは主食を輸入してもらうところの見返品としての關の關係、あるいは医師に關するところの事業税等については、巷間にいろいろ反對の聲があるといふことに政府は深く思ひをいたして、十分に御考慮願ひたい、こゝに思つてあります。

要するに税金といふものは、所得に應じて公平に賦課されなければならぬ。また再生産を行ふところの余地を残したものでなければならぬ。その意味で、決して收奪的な、背敵謀求的なものであつてはならないと思ふのであります。さらに三千億圓の貯蓄を國民をして行わしめる底のものとなければならぬと思つてあります。これは、めぐつて健全金融のもととなつて、インフレーションを防遏する一つの大きな力になるのでありますから、この余地をも残さなければならぬ

といひたいとしますと、私は、この混亂した現在の經濟秩序の過程におきまして、どうしても税金といふものは、今日まじめに働いて、まじめに申告しておる人たちに、ある程度限界に來ておるのではないかと気がするのであります。そこで私はこの際、自由と統制の限界を調整するといふことを提唱したいと思つてあります。

私どもは、今物資の欠乏したこの經濟界において、基本物資についてはあくまで統制を嚴重にしなければならぬといふことは強く主張するのであります。が、さればといつて、末端の煩瑣な、單に統制をしておると呼号しておるにすぎないような末端の統制物資については、これを思い切つて撤廢する、そして取引關係を明確ならしめて、所得を明確に捕捉して、この面から税をあげていくといふ考へ方をとつてはいかかかと考へるのであります。今後の物價統制の方針といひました、大體目標として、百二十品目ぐらゐの基礎物資について嚴重なる統制を行ひ、その他は漸次統制をはずしていくといふ方向に向つていくべきではないかと考へておるのであります。これは配給の面からも、物資を潤沢に出まわらせる面からも、今私が特にここに取上げたい税金を調整するといふ面からも、考へられてしかるべきではないかと思つてあります。これについて政府のお考へと、政府がさしあたり考へておられます、統制をはずすといふような品目がありましたが、ば、この際されたいと思つてあります。

この際私は、歳入の一助として生産公債といふ主張を聞くのであります。もちろん、これははなはだ結構であります。が、生産公債であらうと何であらうと、要するに赤字公債になつてはならない。公債が國民によつて消化されるところの魅力と實體とを具えたものでなければならぬと思つてあります。そこで私は、こゝ二箇年來主張しております現物公債の主張といふものを、もう一度提唱したいと思つてあります。すなわち、私の申します現物公債といふものは、數年間無利子で置きまして、償還する際には價值不變の現物でもつて償還をする、たとへてみますれば、米とか、塩とか、タバコとか、纖維とか、そういう現物で償還するといふことにいたしまして、この現物公債を出してみたいことを政府において考へておられないかどうか、これを大藏大臣から伺いたいと思ひます。けれど、私がこれを申しますのは、これによつて政府の歳入を確保するといふ面もありまされども、また將來安定通貨を導入するといふ場合に、安定通貨への準備として、金圓といふものに對しての一つの考へ方をこゝにつくつておくといふ必要からも申しておるのであります。

要するに、政府が現在非常に苦心をされて、健全財政の原則を貫こうとしておる努力は、まことに敬意を表します。ある意味で謝意を表するのでありますけれども、政府はもつと勇氣を出して、一つの理想を掲げていかれる必要があるのではないかと、そうしないと、結局その日暮しの政策に終つてしまふといふふうに私は考へ

るのであります。

私は、クリスチャンであります北村大蔵大臣に、バイブルの言葉を送つて激励したいと思つてあります。

「狭き門より入れ。滅びに至る門は大きく、その道は廣く、これより入る者多し。」「いのちに至る門は狭く、その道は細く、これを見出す者少し。」といふのであります。終戦後二箇年半の歳月が流れ去つたのであります。國民の間には、ようやく隆城と昏迷の中から起ち上つて、祖國を再建し、經濟を復興しようという努力が盛り上つてきたように感ぜられるのであります。私は、この際このときをとらえて、わが國經濟の不安定の狀況によつてきたところの諸條件を克服するため、われわれはあえて狭き門より入らねばならないと考へるのであります。

經濟安定本部が先般発表せられたし、復興五箇年計画の結論は、昭和二十七年までにおきて、昭和二十二年の實績に對して、鉱工業生産において三倍強、輸出は九倍、輸入は三倍強、労働の生産性は二倍、實質國民所得は二倍に増大しなければならないといつております。これに關しては、しかしながら、國民の努力が前提とならなければなりません。そのいかなる國民の努力が前提とならなければならないかといふことについては、残念ながら、この復興五箇年計画の中には示されておらないように思ふのであります。私は、問題はむしろ今後五箇年間の、日本經濟を復興せしめるための経過のせしめ方、その経過の方法が重要なのではないかと思ふのであります。政府は、ここに勇断をもつて、インフレ解決の

ために大道を邁進せられんことを、私は強く要望するのであります。その意味におきまして、この昭和二十三年度の予算をもつて、その強いくさびとなければならないと考へるのであります。もちろん、前途は決してたん／＼たるものではないと思ひます。おそろしく苦難の連続でありましよう。しかしながら國民は、この苦難と隆城の中かに新しく祖國を再建して、世界の平和に貢献しようとするところの、新しいわれわれは今日、何よりもまず、みづからを創造するといふことが必要であらうと思はれるのであります。社會連帶性の上に立つたところの個人、そういう個人をつくり上げなければならぬと思ふのであります。よい個人が結局よい社會をつくり、よい社會がよい個人をつくる。われわれは、この社會連帶性の觀念を、大いにわれわれの生活の中に、われわれの政治の中にとり入れなければならないと思ふのであります。お互いの謙遜なるところの反省と忍耐と、そしてお互いの努力の上に初めて將來の光明が約束せられるものであるといふことを、私はここに強調しておきたいと思ふのであります。われわれが人生に對し、また社會に對してもつておりますところの個人的な愛情に社會的な振りがもたれるといふことが必要であると思ふのであります。そして、新しいヒューマニティへの欲求、新しいヒューマニズムの確立といふことを目指して、われわれ國民は、世界市民としての新しい門出を、この昭和二十三年をもつて出発しなければならぬと思ふのであります。

す。政府におかれましては、みづから進んで世界の潮流の中におさして、力強い中道政治を推進せられんことを、私は北村首相以下全閣僚に要望し、激励して、私の質問を終りたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣北村均君登壇〕

○國務大臣 北村均君 小坂君の質問のうち、二、三總括的な質問にお答えいたします。

本年度予算の編成について、政府はいかなる決意をもつてこれに當つたかという御質問でありました。今日のわが國のおかれてゐる環境におきましては、だれが政府の地位に立つても、またいかに練達堪能な大蔵大臣であつても、現にわが國が立つてゐる經濟財政の基礎を離れて財政政策を立てることのできないことは、申すまでもないのであります。われわれが現に立つてゐる經濟財政の基礎とは、言ひまでもなく敗戦經濟の現実であります。八年間の戰爭の結果、あらゆる資材を失ひ、資本を失つてしまふ戰後に復旧すべき事業は山ほど積み重なつておる。そして、インフレーションの波はわれわれ國民の足をさらわんとしておる。この際、いかなる方針をもつてこの難局を突破するかといふことが、今日われわれ國民に課せられておる命題であります。今回の予算において、約四千億圓に上る／＼とする歳入歳出を見積つた。もし、わが國にある資材がこれを許すならば、わが國の國民負担がこれを許すならば、おそろしくこれに供する歳入歳出をもつて予算の数字となればならぬなかつたことと思ひます。けれども、われわれのもつておる資材、また國民の

担税力、これを考慮に入れて、すでにこの予算といへども、國民所得の二八％——一般會計、特別會計並びに地方の財政の負担を全部計算して、國民所得の二八％に相當する税を、國民大衆に要求したておるのであります。かくのごとき多額の負担を國民に要求することは、今日の日本においては、ほとんどその担税力の頂点に達してゐることは、皆さんの御承知の通りであります。これはだけの犠牲を國民に向つて要求するといふことは、政府としてまことに國民に對して苦しい仕事でありまして、われわれは誠意國の冗費を節約し——あらゆる行政整理、冗費の節約に努めて、國民の前に全力を盡したといふ実績を示さなければならぬと感じております。そういう意味において、今日の難局に處して政府がこれだけの予算を組んだ以上、國民に向つてもなお耐乏生活を求めなければならぬといふことは、数字の示しておる通りであります。かような立場に立つた政府としては、今年度の予算を編成するにあつて、十分にその責任の重大なることを感じ、今後全力を盡して、國民の一般福祉のために、その施政の実績をあげたいと決心いたしておる次第であります。

第二の問題は、行政整理及び地方出先機關の問題であります。行政整理の實際案については、出先官憲の廃止についての案はすでにでき上りまして、目下必要な筋と打合せ中であります。その打合せ終了次第、これを発表したいと考えております。なお一般行政整理については、それ／＼の案を立てまして、今年度の予算の中でどの程度の行政費を節約し得るかといふことも、大蔵當局においては、ほぼこれをつかんでおります。あるいは、その数字がすでに明確になつておるならば、おそろしく後刻、大蔵大臣よりこれを答弁せられることと考えております。

その際、地方財政の状況について、小坂君より深い関心を示されたのであります。この点については、政府においてもしばしば會議を開いて研究いたしましたのであります。御承知の通り、今日あらゆる財源を中央政府の歳入のためにあつたあとであります。たまた／＼地方に對して新たな財源を附與しようと思つても、しばしば政府の租税と二重課税になることと面が多しのであります。さういふ結果、必ずしも地方自治團體の要するところの十分の結果になつていない点もあると思ひますが、これらの点については、地方自治團體に對する分與税の増額その他の方法によつてこれを補填する計画であります。

第三に、外貨債の利拂についての質問がありました。御承知の通り、わが國は今日まで外國から借金をして利拂をしなかつたという歴史はもつておりません。従つて、今後わが國が正統の國交を回復する時期に至りますれば、あらゆる犠牲を拂つても外貨債の利拂を誠実にやりたい、かように固く決心いたしてゐる次第であります。(拍手)

〔國務大臣北村均君登壇〕

○國務大臣 北村均君 小坂君の御質問は相當多岐にわたりました。きわめて精密の御質問でございましたので、漸次お答え申し上げたいと思ふの

であります。

第一に、國民のための健全予算でなければならぬ、従つて、それには收支のバランスがとれるという條件、インフレーションに対する見通し、あるいは決意、それから予算と國民生活の關係等々について、きわめて私どもの傾聴すべき御質問を伺つたのであります。最初にお話の軍事公債利拂問題の件であります。これは健全財政の原則を破るものであつて、新たな赤字公債を発行すると同じじやないかという御質問があつたと思つたのであります。これは一應の理論として、さうにも考えられるのでありますけれども、國がこのことによつて新しい債務を負担するということではないのであります。新しい債務を負担して、そして新たに調達したというものではなから、國債の利子の支拂期の到來したものを、本年七月から來年の六月までの間に、この軍事公債と限られた範圍の公債の中で利拂期の到來したものを、元本償還のときまで延ばすという措置をとつたのでございまして、これは、私どもの見解としては、新たな赤字公債発行と同じであるというよりな考えはいたしておらぬのであります。そして、これに対して現在の財政事情から申しますと、きわめてウェイトが小さい。それはもう仰せの通りであります。しかしながら、これを財政の動員可能な範圍において、最も切実の災害復旧費、あるいは六・三割等、乏しい中からこれを擧げて有効に用いるということとは、これは必ずしも決して無意味なことではないと考えて提案いたしている次第であります。その内訳

等につきましては、先日川島君の御質問に答えて詳しく申し述べましたので、省略をお許し願ひたいのであります。第二に、このことによつて日本の外債に與えた影響はどうかという御質問、御質問だつたと思ひます。これは御承知の通り、現在アメリカにおいては、日本公債は上場されておられません。上場は許されておられません。それでロンドン市場だけでございまして、最近私どもの入手いたしました情報では、一九一〇年の四割くらいのものが上場されているのであります。五月一日の相場は二十二ポンド二分の一、それから、この問題がちょうど、ほぼきまつたと思われまして五月十三日の相場は二十三ポンド四分の一、そして五月十八日の相場は二十三ポンド四分の三、かように、やや騰貴いたしております。五月二十八日には二十三ポンド四分の一と、ちよつと落ちましたけれども、大体先月一日の二十二ポンド二分の一が、二十三ポンド四分の一あるいは四分の三というよりな状況に相なつておりました。現在では、むしろ日本の公債が、向うの一部の人のスベキインフレーションの対象になつてゐるというように聞いているのであります。

それから御質問の中で、將來外貨公債に対してどう処理するかということについては、先ほど總理よりお答えがありましたので、私の答えは省略いたしたいと思つたのでございまして、それからインフレーションについての御質問、これは決意はどうかというよりな御話があつたと思つたのであります。これにつきましては、先般もるる

申し上げたのでございしますが、何といたしましても、現下の事情において、この進行していくインフレーションを緩慢化していくということに全力をあげなければならぬ。それがために、私ども及ぶ限りのことをいたしまして、インフレーションの緩慢化にまづ努力をしなければならぬ。御承知の通りインフレーションは、ある程度の速度をもつて高進いたしますと、その自動的循環作用によりまして、漸次これが加速度を加える。これをどうして防ぐかというところに非常に大きな問題があると思つたのであります。従ひまして、賃金、物價あるいは財政、企業、經營等相互關係においてインフレーションを抑えていかなければならぬ。この相関性の問題、相互相關するところにおいてインフレーション対策を講じなければならぬということとは、先般もその一端を申し述べたのでございしますが、さうな考え方をしておるのであります。この際國際收支をにわかに均衡せしめる、あるいは正常な爲替レートをただちにこしらへる、國際經濟にすぐに参加するといふよりなこと、さうなことによつて拡張再生産をはかるというよりなこと、すなわち、さうな本格的な不安定の実現ということとは、今のところ不可能でございまして、従つて私どもは、インフレーションのこの循環的な高進の勢をどうして殺ぐかという点に主力を注ぎたい、そして、相当程度の緩慢化を來しまして、そこに、いふところの中間安定というものをねらつていきたい、かように考えておるのでござい

ます。これがためには、多くのことに於いて、私どもは國民の皆様とともにがまんをして、いわゆる耐乏の精神をもつていかなければならぬことはもちろんであります。單に中間安定をもつて、いわゆる通貨の流通高の靜止した現状をもつて、これで満足するといふよりな考えは毛頭もつておりません。また努力なしに、自然的にさうな現象が生ずるものであるといふよりな考え方は、全然いたしておらぬのでございまして。

中間安定のために打つべき措置の内容は、第一に賃金と物價との惡循環をどうして切斷するか。政府は、できる限り賃金に対して實質賃金の向上をはかる、これがために、あらゆる犠牲を拂つても努力をしていきたい、かように考えておるのであります。また勤勞階級の日本經濟再建への熱意、協力——先ほどいろいろ精神的な面に觸れて小坂君がお話になりましたが、この際私どもは、生活安定のために、特に勤勞階級の生活の安定のために努力をし、賃金の實質的裏づけのために十分努力をいたしますが、同時に、日本經濟再建のために負うところの勤勞階級のまことに大きな責任を相ともに自覺いたしまして、さうしてこの協力を十分に要望いたしたいと思つたのであります。

第二の点は、財政及び金融を通じて、でき得る限り浮動購買力の造出を抑制しなければならぬ。この際浮動購買力の造出せらるるということによつて、せつかく緩慢化しようとする安定への途をふさいでばならぬ。この点については、まことに重大であると考え

ておるのであります。従ひまして、資金が生産的に、効率的に使われるという点については十分の努力をいたしたい。現に資金融通進則等によりまして金融規制をいたしておりますけれども、これはやはり、さういふ意味において新たな信用の造出、追加信用、新たな浮動購買力の造出をしてはならない。この面において十分努力いたしておるつもりであります。但し、このことによつて、金融の逼迫から企業が倒れるということを見通しにするのはありません。これはやはり、企業の整備は各目的の別個の観点からやらなければならぬのであります。單に金融の面からする金融的圧迫をもつて自然淘汰するといふ安易な考えはもつておらないのでござい

なおこの際第三には、企業の經營の能率化をはからなければならぬ。従つて、はなはだしく非能率的なものについては能率を上げることに努力をするが、同時にまた、ただいま申し上げました意味において、合目的な企業整備をしなければならぬのであります。従つて、はなはだしく非能率的なものについては、急激なる社會變動を與えないよう注意しながら、一方において、さういふことから生ずることがあるべき失業対策等を具体化しながら、この問題については、漸次能率化への途を、すなわち經營の正常化への途を講じていかなければならぬ、かように考えておるのであります。

第四の点は、資材の流通面でございます。これは一般のやみ流しを今後十分に取締りたい。ただいま御審議を願

つておるものの中にも、特に専門に流通秩序確保のための機関について御審議願つておると思うのであります。特にアメリカの援助等によつて日本へ来たところの貴重な資材・物資等が、流通秩序をそれと横流しされるものがあることは相なりませんので、この点については、十分に流通秩序の確立のために努力をいたしたいと存じております。なおその間、貿易の振興と主要産業の生産増強等のために各般の施策を総合的にとり、この総合的な施策においてインフレーションの緩慢化を来したい。その緩慢化の程度に應じて、国内経済を国際経済に、急激ではなく、漸次マツチさせていくという方向をとりたい、かように考えておるのであります。

以上申し述べました施策は、いずれもインフレーション抑制のために何人も必要とするところであると思うのであります。特別に新しいものではございませんが、しかしながら、インフレーションの施策について、私は今日の日本の段階において即効的な妙薬というものはない。やはり耐乏の精神をもととし、また多数の勤労者の協力を求め、いろ／＼な苦しさ耐えながら前途を望んで、以上申し上げましたような施策をとりつゝ、国際経済に一番にこれを導くことはできませんけれども、漸次国際経済水準にもつていくという方向をとるよりほかに途がないのではないかと、かように考えておるのであります。なお、具体的な時期的、段階的な計画は、外資の援助等によりまして輸入せられるところの物資の量、あるいは質、あるいは時期等に

関連するのでございますが、いずれにいたしましても、国際経済の推移、あるいは国内における施策の実際の効果のあがる程度なども見合せて、これを機動的に行つていくことがきわめて重大であると考えておるのであります。

インフレーションの害毒についてお話がございましたが、これはお説の通りでありまして、インフレーションが高進の一途を続け、悪循環が断ち切れないうちにと、結局、国民の勤労意欲はそれがために失われ、正直者がばかを見えるというふうな結果に相なりまして、倫理観の上にも動搖を来すことはきわめて重大でございますので、先ほど申し上げましたような意味において、一面においては耐乏を請い、一面においては中間安定の一應の途をならみながら、諸施策を総合的に行つていくことによつてインフレーションの緩慢化に力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

次に、健全金融と復興金融とについて御質問がございましたが、これも、ただいま申し上げた中に大体含まれておると思うのでございます。特に御指摘のありました石炭、電力等の赤字融資の問題でございますけれども、これは今までのところ、まことにやむを得なかつた。しかしながら、これは漸次合理的な価格の改訂を行ひまして、企業の運営の正常化をはかることによつて、経営の合理化によつて、将来の赤字解消のために努力を十分いたしたい、かように存じておる次第でございます。

いて、まことに傾聴すべき御質問と御意見を拜聴したのであります。ことわざにございませうに、予算は台所の主婦のさいふとつながるものであつて、國家の経済は要するに家計の総合であるというふうな観点から、このことと自身がやはり國民生活に最も重大な関連をもつことは申すまでもないのでございませう。私も、國民生活安定のために、今はいろ／＼な不自由があり、いろ／＼な非難があつても、一應インフレーションを抑えるために、どこまでも健全財政主義を堅持しなければならぬ。従つてまた健全金融主義を堅持しなければならぬ。もつとも、健全財政主義が一時のつじつま合せであつて、あとから金融にはみ出して、金融を圧迫するということになつては相ならない。従つて、健全金融というものがまた健全財政の一つの支柱であるということを考えておるのでございませう。かような見地から、先ほどお話がございました公共事業費等につきましても、ただいま申し上げましたような原則の上に立つてこれを見ていきたい。この見地から、國家財政の許す限度において公共事業費を支出いたしまして、なおその使用にあたりましては、十分有効適切になるようにいたしたい。財政及び資材の状況等に鑑みまして、十分な予算を計上したとは申せませんが、前年度に比べまして、昨年度一般会計の予算において、公共事業費は約七割弱、もつと正確に申しますと六・八割でございます。本年度におきましては、これは一〇・六割に増加しておりますのでありまして、事業量においても若干の増加を見てお

る。また、これだけの資材は必ず配給できるというふうな確保を得ましたものでございませうから、この見返しにおいて、量においても質においても、公共事業費は若干向上したものと御了解を得たいのであります。水害対策費その他につきましても、ただいま申し上げましたような観点から、このことはわれ／＼の食糧生活にもつながる、いろ／＼の意味において重大でございませうから、乏しい財政の中で、できるだけこれを捻出したいという点、御了解を得たいのであります。

それから取引高税について御質問がございました。あるいは今日の税、専賣收入等々から見ると、追加予算をまた出すのじやないかというふうな御質問があつたのであります。現在のところ、私も、私どもは追加予算をどうしても出したくないというので、これならば大体やつていけるというところへ見当をすえて、今回の予算を編成いたしましたのであります。昨年のごとき、徴税の關係における時間的ずれのために、一應金融を圧迫いたしました、かなり妙な現象を生じたことは、私どもも十分に承知いたしておるのであります。かような時間的ずれをなくすという時期的な調節をはかるということに十分注意をいたしまして、昨年度のようなことが再びないように、従つてまた追加予算の御審議を願うというふうなことをなからしめるように、十分に努力をする覚悟でございます。

取引高税について具体的なお話があつたのであります。これは決して芳しい税であると申すわけにまいらな

を中心として大幅の引下げをやつた。これに法人税等の引下げを加えまるといふと、税の減収は大体九百億くらいと記憶するのであります。これに對して、何をもちてこれを補填するかという問題になります。現在の事情においてはやむを得ない、これはどうも國民に對しては、かなり輕からざる税の負担であることはもちろんでありますけれども、これをひとつ御辛抱願うというよりしようがない、かように考へておるのであります。取引高税につきましては、どれくらい負担になるかというふうなお話がございました。これは実は正確な計算を立てることがきわめて困難であります。ドイツでは最初三割をとり、フランスでも三割程度のものを最初にとつておるようでありませうけれども、私どもは、これは避けまして、もつと輕度にしたしたい。段階ごとにとる税でございますから、最初三割とつて、あと一割ずつとるというふうな、そういう徴税例もあるようでございますけれども、全部一割にいたしまして、おそらくは四割ないし五割で終るものじやないかと考えるのでございませう。さうに考えまるといふと、物價の上に約四割ないし五割の影響があるということが見込まれるのであります。これはきわめて正確な計算が困難でありますけれども、大体さうな見通しをいたしておるのであります。これは少し古い――私は昨年度のものしか今記憶いたしませんけれども、たしか東京の勞務者の家計調査において、食糧關係が家計の大体六・〇％であつたと記憶するのであります。今回の取引高税は、主食でございませう

のについては、農業関係の主食については全部税を免除する、あるいは小学校の教科書等においては、税を課さないような点をも考慮しておりますので、かような点においては緩和された点を御了承願ひまして、どうかこれに対しても御賛成を願ひたいと考えておるのでございます。

それから、酒のことについてお話があつたと思つてありますが、これはきわめてごもつとございまして、現在相当に密造があるという事は、率直に私も認めなければならぬと思つております。しかもまた供給量が足りないために、さうな現象を起しているという事も認めなければならぬ。濁酒の密造が到るところにあるというやうなことで、ただいま、さうなことについて相当注意をして調べておりますけれども、これはある意味においては、飯の上のはえを迫るというやうなことに終るおそれもあるものでございまして。といつて、ただいまの現状において米をつぶし、あるいは食糧たる芋をつぶして、さらに酒の増産をはかるという事も、きわめて困難でございまして、率直に申しますと、糖蜜の輸入ができればというので、前にも計画を立て、またこういふことについても懇請をいたしつづつたのであります。これはどうなることかわかりませんが、もし糖蜜の輸入ができずと、食糧たる米あるいは芋等をつぶすことなしに酒の供給量を増して、一面には國家の財政需要を満すところがあるのではないかと。これは小坂君の御指摘の通りでありまして、今後この方面に努力を続けたいと考えております。

それから、地方財政についてごまかす御質問がございましたが、これについては総理よりお答えがございましたので、私は省略したいと思ひます。しかしながら、ただいま最も理想的な方法といたしましては、地方の財政が完全に地方の税収で賄えるということが理想でなければならぬと思ひますけれども、現実には必ずしもそれはまゐりません。殊にまた、彈力のある税が地方に少い、いろ／＼の点から、ただいま入場税を地方に委譲することについて國會の御審議を願ひたいと存じております。またこれはいろ／＼の考えやうもございまして、新たに事業税を地方税として創設して地方の財源を確保するというやうな点についても御審議を願ひます段取りに相なつておりますので、それらについて十分の御審議を得たいと思ひのであります。

なお最後に、生産公債に關連いたしまして、かねての御研究であるところの、金田公債に代るやうな公債の出し方をする、無利息にして、ある時期に物で與えるというやうなことを考へてはどうかというやうなお話がございまして、これは一種のスライド制を加味するものやうでございまして、この問題は、ひとり公債ばかりでなく、一切の債権債務にも影響するところが非常に多いと存じます。現在は何としても貨幣經濟を中軸として動いていけるのであつて、貨幣の安定に對して努力しなければならぬというやうな考え方等から、なお研究を要する点が相当にあると思ひのであります。

は特に長い間御研究に相なつておるのであります。私も、その点はしばしば傾聴いたしておるのでありますけれども、この点については、影響するところ、關係するところが非常に多いのでございまして、十分に研究をいたしたい。未だ勉強不足で、ただいま、ここではつきりしたことを申し上げることはできないのでありますけれども、十分に研究をいたしたいと思ひ、おる次第でございまして。

なお健全財政は、お話のごとく狭き門であります。これを拡げれば、ただちに健全財政が破れ、もう一度インフレが復元するという危険を感じておりますので、私も、お説のごとく健全財政を守るといふ狭き門においては、頑固なほど考へ方を維持して、現下のインフレに對して、まず一應の緩慢化への努力を総合的にいたしたいと思ひ、おる次第であります。以上、御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣栗栖超夫君登壇〕
○國務大臣(栗栖超夫君) 小坂君の御質問に對しては、傾聴すべき点が多々あるのでございまして。その点のうち、私どもが安本として關係をいたしております点を、簡単に御答へいたしたいと思ひのであります。

申しまして、ぜひ必要なのでございまして、從つて、去る五月十七日、六月四日の二回にわたつて經濟復興計画委員會を開催して、ただいま引続き、急いでこの計画、すなわち実行性のある計画の立案に邁進中でありまして。これは単なる目標計画にするか、あるいは実施計画にするかというやうな点についても、種々議論が囀らされておるのであります。しかし、漫然たる理想的的目標計画では、ペーパー・プランに終るおそれがありますので、十分目標を立て、さらに実行というところに重点を置いて計画を立てたいと思つておるのであります。そうしまして、総合委員會のほかに部会あるいは小委員會を設けておるのであります。そうして、すでに委員も御就任を願つておる次第であります。なお、今後専門委員その他の委員にも御就任願つて、實際の経験、知識というものを十分活かして、單に人を羅列した、お祭り騒ぎの委員會にならぬやうに、十分心得て実効を期したいと思ひ、おる次第であります。

それから、資金安定について政府はどういう考へをもつておるか、こういう点についてお尋ねがあつたのであります。これはきわめて重大な問題であります。またこれを執行するかどうかという点についても、政府は英斷をもつて英斷する必要もあつたので、諸般の事情を、ただいまいろ／＼取調べておるのであります。從つてここで、政府はこういう態度をとることにきましました、今申し上げることはできませんけれども、速やかに取調べを終え、態度をきましますれば、あらためて申し上げたいと思ひ、次第でございまして。

それから、鐵道の運賃の引上げ及び通信料金の引上げについては、運輸、通信兩大臣からお答えがあると思ひますけれども、この考へ方の基礎的な点について、ちよつと私よりも申し上げておきたいと思ひのであります。この考へ方につきましては、これも國民生活あるいは財政その他に及ぼす影響が非常にあるのであります。政府としては、深甚の考慮を拂つてこの案を立てたやうな次第であります。この点は、一つは企業としての官業自体から見ると、これは独立採算制という点が、強く前内閣以來叫ばれておるのであります。この点が第一の点であります。第二の点は、財政負担にこれが歸することになりますので、財政上の見地からこれをいかにするか、こう見るのであります。それから第三は、物價その他國民生活に及ぼす点、この点を十分見、物價政策あるいは國民生活の安定その他の施策という面からこれを考へる、こういうのであります。この三点を総合的に考へまして、今回案を立てたやうな次第であります。独立採算制であります。まず何よりも一番大事なこと、企業としての官業が、經營を合理化し、そして冗費を省く、こういうことがきわめて大事であります。殊に、一般財政収入から補給をするという点になります。國民の負担に歸する点もあつたので、何はさておいても、經營の合理化、そして冗費を省く、節約をする、こういう点がきわめて重要なことなのであります。政府はこの点を非常に考へ、委員會を設けてこれの審議もいたそう、こ

いうことに相なっております。

それから財政負担であります。これは実利用負担のみならず、これが、平常なる情勢においては考えられるのでありますが、國民生活、あるいは物價その他の政策から、これを完全にすることが、かえつてこの危機を切替けることに支障を來すやうなおそれもありますので、そこで、物價政策あるいは國民生活の安定という点から、これに制約を加えて、相當大きな部分を財政負担、國民の税からこれを負担していくというようにいたします。他方においては、利用者負担というようにいたしたような次第でございます。なお、鉄道の運賃政策として考えますと、旅客運賃と貨物運賃とは、おのづから負担を均衡にするという議論もあるものであります。それも政府は相當努めたのでありますが、なお物價その他の政策から考えまして、そこに若干の制約をせざるを得ないような事情にあるのであります。その制約をした結果は、これは独立採算制の裏から見た理論から言ひましても、國庫として財政負担を一部しなければならぬ、こういうような点もございまして、独立採算制の面、財政上の負担の面、物價、生活安定の面、こういうような面から総合的に考えまして、倍率を定めたような次第であります。

次に、統制と自由との境界調整についてのお話であります。これは、過小生産の現在におきましては、重要物資、生活物資を公平に國民に分配するという上におきましては、統制をとらざるを得ないという事は申すまでも

ないこととあります。しかし、統制と自由との境界はあるわけでありまして、この境界を従来のままで置くか、あるいは芦田内閣として、この際物價の補正等をいたします際に調整を加ふことはないかということでありまして、むしろ小坂君の質問は、十分調整を加えたいというやうな感じのお説であつたと思つてあります。この点において、私はまったく同意であります。政府はこういう点を考えまして、そうして物價の補正、予算の編成等をもいたしますと相前後して、この統制についての調整を行つたかと思つてあります。すでに御案内と思ひますけれども、亜炭の生産については、小口亜炭については統制をはずしたやうな次第であります。また高級鮮魚についても統制をはずし、茶についても統制をはずしたのであります。このほか、各産業団体その他各方面とも連絡をとつて、御意見があれば十分承つて、そうして統制と自由販賣との境界をつけ、統制をはずすものははずすというようにいたしたいと思つてあります。統制をはずすやうな場合に、制することの必要性がなくなつたというものについては、統制をはずすのが理だと思つてあります。さらに物資の性質からいいますと、その性質上統制の適しないというものについても、はずしたいと考えるのであります。さらに三番目は、技術上はなほだし統制の困難がありまして、しても実効をあげ得ないものについても統制をはずしたい。かように考へて作業を進めておるやうな次第であります。小坂君の

質問に、基礎物資の百二十品目くらいに止めたらどうかというのであります。が、現下の諸般の事情を見ますと、ただちにここに到達するのはむずかしいかと思ひますけれども、ただいま申し上げましたやうな原則を適用して、相當な英断を揮つて、統制すべきものは勵行すると同時に、他方においては統制をはずすというやうにいたしたいと考へる次第であります。(拍手)

〔國務大臣岡田勢一君登壇〕

○國務大臣(岡田勢一君) 小坂君の御質問のうち、私に關係します事項につきまして、お答え申し上げます。

今回の運賃値上げは大幅でありまして、しかも、これが國民感情に影響するところも大である、なおこの運賃値上げにあつては、独立採算確保にのみとられて作案すべきではないという御意見でございまして、その御趣旨には、私といたしまして、まづたく同感でございます。ただいま栗栖安本長官からも説明されましたごとく、今回の運賃の策定にあたりましては、鉄道の經營採算の面からのみ算定しておるのではございせん、ただいまの御承知の國家の總合經濟、總合物價の調整の面から主として考へましたこととありまして、御承知の赤字生産のために重要物資の生産が滞滞をしております關係上これが改訂をせなければならぬ、これに従つて賃金の改訂をせなければならぬという必要に迫られました結果、そのため鉄道も、その經營面におきまして收支が非常な懸隔を生じますこと、並びに國家財政の健全性を危殆に陥れることにもなりますので、

独立採算を確保するということは、今日の段階においては實現できないのであります。が、ややその方向に接近せしめるという趣向をとりまして、あらゆる角度から検討せられ、今回の倍率に決定をいたしました次第でございます。

次に、鐵道企業の合理化と機構の分離の問題でございますが、これはお説のごとく、かような大幅の値上げをいたしますためには、國民の全般的納得を得る点から考へまして、また今日の國家經濟の難局を打開する点から考へまして、徹底的に企業整備・合理化を行わねばならぬと思つております。今回の予算にも、現業と行政を経費の面において分離いたしましたので、予算案におきまして、鐵道行政監督面の經費を別に約十四億圓を見積りまして、これは別途皆さんの御審議をお願いすることとなるのでございます。近き將來におきまして、現業と行政を分離いたしまして、能率的、合理的の鐵道企業經營というものを完全に實現したいと存じまして、先ほど來、國有鐵道審議會という調査立案機關を設置することを内定いたしましたので、これが實現に、ただいま關係手續を進めておる次第であります。従いまして、その次の御質問の弘済会等の外郭団体の合理化につきましても、この調査機關で速やかに調査検討を加えまして、合理化すべき点は速やかに合理化をいたし、あるいはまた廃止せなければならぬものを発見いたしました場合には、ただちにその方法をとるというところで、同時に鐵道企業の分離も、實現の方向に向つて努力することに相なつております。

その次の、船舶運賃の補助費の問題でございますが、これは御承知の通り、戦時中につくられた船舶の運賃の一元統制機關でございますが、戦争が終りました今日、速やかにこれを解散いたしまして、船舶の運行事業を常態に復したいと考へておるのでございますが、今日のわれ／＼が置かれております立場上、いろ／＼の内外の情勢がありまして、今ただちにこれを實現することにはならないのでございます。なるべく速やかにそういう關係を打開いたし、民営に還元することをいたしまして、國家からの、かかる大きな經費の支出を少くしたい。同時にまた經費の節約面におきましては、これは從來から十分に検討を加えてまいつておるのでございまして、今回の予算面に現れました運賃補助費は、やむを得ない最小限度に止めております次第でございます。さう御了承をお願いいたします。

〔國務大臣吉田公三君登壇〕

○國務大臣(吉田公三君) 小坂君のお尋ねは、通信料金の四倍値上げはあまりに高きに失はしないか、もつとくふうはなかつたか、たとえば合理化等の方法によつて、というやうな意味の御質問と承りました。御案内のごとく通信會計は、特別會計制度の創設以來、毎年黒字統計でございまして、相當の額を一般會計の方に繰入れてまいつたことは御案内の通りであります。しかしながら、終戦以來のインフレーションの結果によりまして、まことに遺憾なる状態となりまして、會計内容が慘憺たる状況でございます。現行の料金は、御案内のごとく、一千二百圓

るかが問題でありまして、昨年度のごときは、十数次にわたる追加更正が行われ、遂には当初予算の二倍を超えるに至りました。本年またかくのごときことありとせば、これは通年予算と呼ぶ意義はないわけでありまして、この点のお見逃しを、まず大蔵大臣から承りたいのであります。先ほど大蔵大臣は、追加予算は出したくない、こういう御答弁は一應承つたつもりであります。

予算大綱のうち、最初に歳出の面から検討してまいりますが、きわめて重点的に、以下数点に限定して申し上げてみたいのであります。

奇想天外な新税でも発見しない限り、財源枯渇の現状においては、いきおい歳出面を圧縮するという以外に、かろうと思ふのであります。そこで、まず第一に行政費の節約であります。が、今回は一割五分にわたる行政費圧縮を試みておられるとの御説明がありました。一体、もつと徹底的にこれを執行する御決意をおもちにならないのでありましょうか。三党政策協定には、中央・地方を貫く行政機構の民主的改進黨を推進し、これが能率化をはかり云々、とうたつております。私は冒頭において、政府がもつと勇猛であることを要請したものであります。が、國家危急の今日、あえて火中のくりを拾うという冒険を辞するところあつてはならぬと思ふのであります。かつて片山内閣當時におきまして、一割五分の人員整理が議決をもつて決定せられたのであります。が、遂にその実現を見なかつたのであります。

官僚の独善が非難され、その牙城が

攻撃的となつておるにもかかわらず、今回、國家行政組織法を初めとして、三十に及ぶと言われる各官廳設置法案の提出を見ようとしたしております。かくして、いよいよ壯麗にして堅固なる官僚の防壁が構築されようとしておるのであります。地方出先官廳は、まず／＼屋上屋を重ね、地方民怨望の的となつております。これらは一体何たることでありましょう。

今次予算における一割五分の節減は、予算定員と実人員との差額を縮めるだけに止まり、実際には全然血を出さずに済むものと聞いておるのであります。いわば官界の幽霊人口を整理するだけに止まりまして、これでは、行政整理などと言ふ壯語することはやめていただきたい。このことは、失業対策等々のきわめて少額である点とも考え合わせまして、政府の行政整理の熱意並びに失業受入態勢の用意において欠くるところありというべきであります。行政整理は、單に財政負担の軽減のみではなくして、政府みずから範をとつて難事を敢行するという氣魄を天下に示すことに相なるのであります。

民間企業その他の方面に対しても、今日ほど合理化、能率化が要求せられておる時期はございません。無血革命と呼ばれるこの歴史的変革の時期にあたりまして、企業なり会社なりが、合理化、健全化の線においてつづけたという例は、私共聞かして、未だほとんどこれを知らないものであります。今や貿易は再開され、外資の導入が実現されようとしておる際に、わが國産業界もこれに即應して、その体制を整備しな

ければならない時期に立至つております。今次予算に計上されておる價格調整費のごときも、五百十五億という巨額に上りまして、その大部分は石炭、鉄鋼、肥料等の赤字補償でありまして、わが／＼は、いつまでもかかる措置のみをもつて、企業を漫然と甘やかしてはならないと思ふのであります。爲替レートのやがて一本建てに相なるであります。まず輸出産業から、合理化の第一歩はいや應なしに開始されるのであります。いかにして新たな産業秩序を再建整備するか、政府の御方針を承りたいのであります。

總理からは、すでに先ほど小坂君の質問に対して御答弁がございましたので、私は、行政整理に關して船田國務大臣より、企業整備につきましては水谷商工大臣より、お答えをお願いしたいのであります。

次に、歳出關係の第二点といたしまして、いわゆる官業の獨立採算制の問題でございます。先般われ／＼は、國鉄並びに通信事業の經濟白書を拜見いたしました。それ／＼まことに容易ならぬ状態にあることを知つたやうなわけでありまして。今回の値上率は、一躍三倍半あるいは四倍という倍率でありまして、國民は容易に納得しがたいものがあるかと思ふのであります。私は、この点につきまして岡田運輸大臣に伺いたいと思ひましたが、ただいま、これまた御答弁が一應ございまして、以下私の所見を申し上げます。から、十分これをおくみとりいただきたいのであります。

わが國官業の最大世帯たる國鉄において、六十万余りの人員の中から、思

いつた冗員整理はできないものでありましようか。労働基準法の實施によつて、かつて要員を増加しなければならぬと聞くのであります。が、実情は一体いかがであります。さらには、石炭の質を向上せしめ、カロリーを増すことによりまして、何らかもつと大幅な経費節減のふうななどがあるように思ふのであります。かかる点はいかがであります。なるほど三倍半の値上げも、一般物價水準に比較いたしますれば、これは低いと言われるかもしれません。しかしながら、官業のもつ特別な性格から申しますならば、世人は、なか／＼かような理由だけでは納得をいたしません。鐵道關係人が、國鉄モノロー主義ともいふべき國鉄内だけの感覚で値上げを安当とする前に、國民への奉仕という立場で、もう一逼くふりをするべきが当然であらうと思ふのであります。

なお私は、この際運賃の問題につきまして、旅客運賃と貨物運賃を對比いたしまして、そのラストにおいて、旅客運賃よりも貨物運賃の方がはるかによいかかつておるといふことを聞くのであります。これが今回の安定本部の総合計画におきましては、この旅客運賃をむしろ貨物運賃の犠牲にいたしましたというふ点がかがえないでもないものであります。この一点は、後に申し上げる安本長官に対する御質問、たくさんございまして、その一項として御答弁を一應願いたく、お願いをしておきます。

次に、歳出の第三点といたしまして、公共事業費を考へてみたいと思ふのであります。なるほど、昨年度の三

倍の数字が計上せられており、事業分

量もまた増大したという大蔵大臣の御説明がございました。昨年に比しては、いささかの長をこの点において認め得るかと思ふのであります。敢戦により、われ／＼は軍閥的、專制的アンシャン・レジームから解放せられましたが、同時にまた、欲望の自由も解放せられたのであります。先ほど私は、本予算案を總花主義であると申しましたが、この公共事業費のわくの中において、あらゆる建設的要求を充たしていかなければならぬのであります。北村大蔵大臣が、かつて野におられまして、ときに、しば／＼指摘された分捕主義の弊害が、最も端的にこの公共事業費目の中に現われておるようでございます。この費目は最も重点主義をもつて運用せられなければならず、また、さきに触れましたところの失業受入態勢とも有機的な関連をもつてせられなければならぬと思ふのであります。

大蔵大臣の御所見を伺いたい。わが党といたしましては、六・三制の完遂を絶叫して今日に及んでおりますが、元來六・三制の経費が公共事業費の中にはいつてゐることは、他の費目の犠牲となりやすく、当然独立計上せらるべきであります。敗れ去つたこの國土に文化國家、平和國家を打立てるためには、何にも増して教育優先の原則が確立せられなければなりません。六・三制予算がしば／＼SOSを傳へられた聲に鑑みまして、特に声を大にいたしたいのであります。われわれは、この点文部省原案を支持してやまなかつたのであります。が、はたして予定数字が確保され、必要施設が

五六七

保障されざるや否や、もし不足額ありとするならば、その数字をも併せてお示し願ひたいのでありまして、なをまた、予備費などから優先的にこれが確保をお願いしたい。今や、破れたる倉庫の片すみ、また暗いお寺の軒下に、黙々として二部教授を受けておられます生徒たちに代りまして、私はこの席において、森戸文部大臣の決意のほどを承りたいのであります。

またさらに、本費目中心重点をおくべきものに、農業関係の災害復旧費があり、農業土木費がございます。一割増の緊急課題を達成するためには、何をいっても、土地改良による既耕地の生産力向上が必要であります。永江農林大臣より、それに關連しての数字及び計画内容を伺ひ、併せて、一割増の具体的な見通しをお尋ねしたいのであります。

ついで、もう一項伺ひたいのは、公共事業費中、河川砂防といふべきいわゆる治水費に比べまして、林野関係の治山費があまりにも少いのは片手落ちであり、これでは治山治水の本末が顛倒しておると考えます、農林大臣の所見いかん。

歳出の第四点といたしましては、復興金融庫の問題でございます。いわゆる復興インフレの源泉であるのみならず、その融資をめぐつては幾多の政治的疑惑等を生み、その不健全性は十分検討されねばならぬのであります。すでに同僚よりも触れるところがありましたが、私はこの際、それとは別に、三党政策協定にも取上げられてある農林復興金融庫の問題について、徹底した政府の所信を伺つておきたいのであります。

農林金融は、由來長期低利であることとを要し、しかも季節性にも制約せられまして、特殊な性格に立脚しております。先般の農業手形制度をもつてしては及ばないところの長期復興金融のためには、本金融庫を設立し、農地証券の資金化やら、農林蓄積資金の還元を考へることは、つとにわれわれの提唱してきたところでありまして、今日農村における金詰りはきわめて深刻でありまして、春耕の資金に苦しむものが続出して、まさに農村恐慌の來を思はせるものがあります。わが党の本金融庫設立を望むやまことに切なるものがあつて、大蔵大臣、農林大臣の御回答に対しては、議席からも深甚なる関心が拂われてゐることを附言する次第であります。

第五点として一言触れておきたいのは、一千億になん／＼とする終戦処理費であります。由來本費目は、敗戦日本入の果すべき最重なる責務でありまして、これを論議することは一種のタブーでありましたが、全予算の四分の一を占める本費目が、わが國財政の大きな重圧であることは、否定し得ないところであります。大蔵大臣の御説明では、事業分量は減つてきてゐると申されます。なるほど、パーセンテージとして予算上占める率は年々減つてまいつておりましようが、絶対額は殖える一方であります。この費目の内訳が建設費と維持管理費とにわけられるとき、建設費のごときは漸次減少の方向をたどるであらうことをわれわれは期待しておりますが、この間の消息はいかがでありますしうか。またその費途

が、インフレ高進を防ぐため経理監査等においていかなる手が打たれてゐるか、併せ伺ひたいと思ふのであります。

次に、歳入の点にはいつてまいりますが、三千九百九十三億の総額のうち租税と専賣益金と價格差益金とで九割五分までを占めております。租税として徴収すべき割合が、所得中何パーセントをもつて妥当とし、限度とするかにつきましては、古來財政学者のいろいろと説をなしてまいつたところでありますが、本予算案の示す通りであります。専賣益金も消費税とみなしますときに、約三千五百七十五億と相なり、地方税その他を加へますと、おそらくは五千億を超えるであります。総理は、ただいま小坂君の質問にお答えになつて、國民所得を二兆九千億と押へる場合に、税として取り上げるものが二八％、こつち御意思を御漏らしになりましたが、この一九兆千億のうち、當局は一体その何割を捕捉し得る所得と見込んでおられましようか、もし、これが一兆億程度しか捕捉できないといふと申すならば、まさに五〇％の税負担と相なり、苛斂誅求も極まれりと言ふことに相なるわけでありまして、大蔵大臣は、その徴税がしからず容易であり簡単であるとお考えになりましようか。

從來やかましかつた勤勞所得税については、大臣も言われます通り、基礎控除、扶養控除の引上げが大幅に実現いたしますので、よほど樂に相なつたことは認むべきでありましよう。ただし、かかる直接負担の軽減は、別な形で間接税の大増徴となつてゐる点

を見逃すわけには参らないのであります。工場に働く一労働者を例にとれば、なるほど賃金から差引かれる源泉所得税は少くなつたのでありましようけれども、一日の勞をいやすために屋合店で楽しむ一杯のカストリに、より多くの税がかけられてゐることは、禁酒論者の北村蔵相といへども御承知のことと思ふのであります。

一体、近代文明國家の税制において、所得税中心の直接税体系がその大案をなし、根幹であるのが通例であります。間接税が五割を上まゐるといふやうな國家は、大体において未開國、後進國に多いのであります。私のごく大ざつぱな計算によりまして、タバコ益金、取引高税を間接的消費税として算定いたしますと、直接税一〇に對しまして、二十二年度において間接税一二、今次予算においては、一三といふ率を示しております。本年は、昨年より一層間接税重課の方向をたどつたと申すべく、この意味では、わが國はいよいよ原始未開國のレベルに轉落したといふべきでありましよう。

酒、タバコの値上げによつて歳入増加をはかるのは、最も安易な方途であります。しかしそれだけに、消費大衆の嗜好の上における無言の抗議がついてまわるのであります。濁酒の氾濫は、先ほども大臣の言われました通り、目に余るものがあり、そのために消費せられる米の量は数百万石をもつて称せられ、その被害たるや、算るべからずであります。タバコもまた同様であります。私設専賣局の製造にかかるといふのが、かつての新生よりも美味かつ安價でありましたことは、つとに定評

のあつたところであります。さらにまた、タバコ栽培別が戦前の水準まで近く回復されるといふことは、これは桑園その他を犠牲にしてゐるといふやうに例が非常に多いのでありまして、ただ單に財政收入のためとはいへ、一考を要する点であらうと思ふのであります。かような点を憂慮いたしますとともに、私は、八百円の一級酒や六十円のビールは、すでに値上げの限界点に達してゐると考えますが、當局の所見いかん。

これを要するに、今般の税制は、直接税体系より間接税体系へ傾斜せしめた改悪であり、勤勞所得税の軽減を大衆的間接課税にすりかへたと断ぜざるを得ないのであります。地方税については、論議のよすがとなりません。事業税の問題その他相當に検討を要する点があると思ひますが、他の機会にゆづることといたしまして、この際政府は、中央、地方を通じて直接、間接各税にわたつて総合調整を試みた税制の大改革を行う用意ありやを、この機会に宣明せられたいと思ふのであります。

もう一点、わが党として特に関心の深い問題は、法人税の一元化であります。特別法人税がそのために廃止せられることと相なり、從來の協同組合そのものの特別法人の課税が、一般營利法人と同列におかれるわけでありまして、協同組合のごとき、社会的弱者が相互扶助の理念に立つて相集まるものに対しては、特別な取扱いが望ましいのであります。同時にまた、特別法人税が戦争中に限つて創設されたといふ沿革もありまして、今回の措置は首肯

しがたき点があるのであります。開くところによりますれば、一般法人より五％程度低き税率を考へられておるよりであります。現行通り一〇％の差を保持すべきが、今後の協同組合の助長発展に資するゆゑであると考へます。あえて御答弁を求むる次第であります。

前年度において、課税の重圧が國民大衆に深刻なる衝撃を與へましたことは、今日なお記憶に新たなるところでございまして、現在なお異議の申立や減額の申請が税務署、財務局の机上に山をなしておることは、大蔵大臣の最もよく御承知のところでありましよう。昨年十二月末、年度の四分の三を経過いたしましたにもかかわらず、なお予定額の四分の一にも達せざる徴税成績で、歳出入のずれはインフレに拍車をかけ、前途暗澹たるを思はせましたのは、ついでこのごろのこととございませう。しかも、明らかに赤旗の指導下に展開せられた反税闘争には、ずいぶんと悩まされたはずであります。もちろん、税の賦課たるや最も公平でなければなりません。應能提議の原則は、どこまでも貫かれなければなりません。納得のいく課税、民主的な納税であるために、当局はいかなる用意をおもちでありましようか。

今日新聞の所在するところは、昨年のそれとは大分様相を異にしておるものであります。漫然として昨年の轍を履むがごときことがあれば、前年度に倍する予算税額を完全に捕捉することとは、とうてい不可能であります。前年度末になつて徴収額が急増して、ある目標までこぎつけたのは、はたし

て國民の自發的協力からだけであつたかどうか。税界第一線の人の涙ぐましき努力ももちろんでありましよう。けれども、その他に他の力なり理由なりが存在しはしなかつたか。これ、知る人ぞ知るでありましよう。われわれは、インフレ、やみ利得は徹底的に捕捉しなければならぬと考へますが、そのための税務機構の整備と陣容の拡充はいかに進んでおりましようか。税務第一線人の素質は、またその訓練は、はたまたその任務に値する待遇はこれらに對する当局の對策を伺いたいのであります。

併せてこの機会に承りたいのは、かつては所得税調査委員その他の制度が設けられておりましたが、今日徴税の仕事を円滑化するため、これに類した民主的システムをお考へになる意思はありまませんか。少くとも所得決定にあつて、それらのローカリティを加味するところの所得決定基礎資料審査委員会というふうな仕組を必要と考へますが、当局の見解いかん。

次に、價格差益金について一点伺つておきたいことは、今般計上の百八十八億余円の中には、米價の値上げによる差益というものは計上されておらぬやうであります。しかし閣議において、これがバック・ペイメントの問題がしばしば論議されたように承り、しかも農林大臣は、農家に対して還元する旨を、折に触れて發表されてまいつたと思ふのであります。今日の米價は、需給の選択的变化から生ずる自然價格と異なり、まつたくの政策的價格であります。しかも、價格のみならず供出數量、供出時期までが、強制的に

國家權力によつて統制せられておることを、まず銘記すべきであります。他方、農家必需物資の統制とも相まつて、現在の農家經營及び經濟は、國家權力の完全なる支配下にあるので、あえて、かかる條件のもとにおいては、再生産の諸條件を整へる責任は、計畫の主体としての國家がこれを負わねばならないと私は信ずるのであります。

農業の再生産の保証は、他面においては農家の生活保障であります。かかる保障は、農産物の公定價格の上に端的に現われ、今の場合は、米價に集中的表現を見ておるのであります。米價問題を論ずる場合、今日の公定米價のもつ本質的意義と、自由經濟時代のそれとが混同せられて、一度決定された米の價格が、物價水準の高進にもかかわらず、そのまま放置せられていたのは遺憾にたえないのであります。かかる観点から、われわれは米價のスライド制を主張するものであり、パリティ計算に基く再生産費保証の方式をとるのであります。物價体系の改訂に際して、米價も当然引上げらるべきものと考へますが、その際は、パリティ計算の合理性、すなわち價格變化の均衡實現という観点よりして、全供出量を月割に按分して農家に還元すべきものと思ふのであります。今回の歳入面に米の價格差益を計上されなかつたのは、他日農家に還元支拂をなされるのであるかどうか。しかもそれは、私のごとき論拠を首肯されましよう。この点は、農林、大蔵両当局より明確に伺つておきたいのであります。(拍手)この問題の措置いかんは、全國米作農民の重大関心事でありまして、今秋の供出

にも決定的影響をもつものでありますばかりでなく、一割増産の可能性を、もしもこれが果されない場合には、きわめて悲觀的にするものと信ずるのであります。

歳入の面において他に何らかの財源を求むることを得るならば一大光明であります。米國の好意になる対日援助資金が、何らかの形でわが財政と直接結びつくことは、不可能でありましようか。たとえばガリオア等の資金において、輸入せられた物資が、貿易資金特別會計を通じて相當な黒字を生むことが予想せられるのであります。が、その黒字を一般會計の方へ繰入れというふうなことは考へられると思ふのであります。もちろん、財政勘定へ繰入れなくとも、現物が流入してくることだけで日本經濟の上に大きなプラスとなつておることは相違ありませんが、右の構想は、端的に効果が現われる一方法と思ふのであります。もつとも爲替換算の關係で、技術的に黒字とならない場合もありましようし、米國民の税負担で日本財政を直接サポートすることは避けなければならぬとするならば何を言わんやであります。が、あえて御一考を煩わし、この点を解明せられたいのであります。

以上私は、いささか細目にわたつて御尋ねをいたしましたのであります。先日の大蔵大臣の演説は、單なる計數の説明以上に、財政經濟全般にわたつて非常に廣汎な問題を取扱われたように拜聴いたしました。そこでなお若干伺います。物價と賃金を同時に決定して、その惡循環を断ち切るという方式は、昨年来採用された構想でありま

して、今回もまた踏襲されたやうであります。昨年の改訂においては、基準年次に對し、物價六十五倍、賃金二十七、八倍と承知いたしておりましたが、今回は、物價百十倍に對し、賃金は六十倍足らずというところに相なり、物價と賃金のシェーレは一層はなはだしくなつたと考へられましよう。最近會う人にして口を開けば、生活が赤字であるなどという範圍を越えて、全然生活の設計が成り立たないと申しておられます。このギャップを埋めるのに、やはり實質賃金充實の考へ方のものに、税負担の軽減をはかり、公價配給による裏づけを確保するといふやうな方法がとられるのでありましようが、はたして政府はこの点に自信ありやを伺いたいのであります。

また今日の物價中には、統制のわくをはずす段階にあるものが相當あるものでありまして、それゆゑにこそ三党政協協定は、自由と統制の境界調整という一項を設けたわけでありませう。この点につきましては、先ほど安本長官の御答弁もあつたのであります。が、私は、ただ一点だけ、もはや今日の段階においては、鮮魚、蔬菜のごときは、重油リンク、肥料リンクの一部を除き、自由委ねてしまふべきと考へますが、この一点について、栗栖安本長官の御所見を伺いたいののであります。

さらにまた、價格改訂の失敗は賃金面の放任に発するといふ見解から、物價と同時に賃金統制ないし安定の考へ方が出てまいつておるやうであります。かつて戦争中にも、賃金統制令なるものが存在し、總額制限方式による統制を実施して失敗した記録があるの

であります。これは物價とのスライド制を考え、しかも実質給與の裏づけがなければ意味のないものであり、実質賃金が戦前の三〇〇程度にすぎぬ現在においては、條件は成熟しておらぬと考えるものであります。この問題に対する加藤労働大臣の御意見は、一昨日川島君にお答えのあつたもので諒とするものであります。安本長官は、もう少し事態が経過しなければ答弁できぬと申されましたが、いづれ安定本部の御意見を伺いたいと思ふ次第であります。

次に軍事公債利拂停止の問題は、いわゆる苦菜地私案なるものにおちつたのであります。大蔵大臣の演説中には、これに触れるところがないようであります。これによる繰入額は約十五億であつて、財源的には僅少であります。相対的に大きな政治問題でありまして、大蔵大臣は、通貨安定の原動力を貯蓄の増強に置いておられますが、軍公債利拂延期は、金融界へは大きな波紋を投げかけているようであり、このこと自体が今後の貯蓄に悪影響を及ぼすことなきや、また國債市價低落へ赴く懸念なきやを、この際伺つておきたいと存じます。

さらにまた、大金融機関に対しては融資その他の援助計画が考慮されるべきであります。これら金融機関に結集されておらない農山漁民、中小企業者等の組織たる協同組合系統に対する金融的緩和は、何ら購はれておりません。農村における資金枯渇の現況は、歎しい報奨物資さえ受取り得ない程度にまで至つております。今回の利機繰延べ措置は、政治的には一應了解

するとしても、この機会に、農山村や中小企業金融に対する犠牲緩和の具体策を承りたいのであります。(拍手) 最後に私は、競相演説の中に多大の期待をもつて描かれておる中間安定の考え方に對して御警告を申し上げて、この質問のエピローグといたしたいと思ふのであります。

日本経済の現状は、一言をもつてこれをいふならば、インフレの高進と過小生産に陥つてゐるものであります。経済安定本部においても、またこの観点からこの真相をとらえて、第二経済白書を出されました。またさらに長期再建計画を、同様な認識の上にその克服を試みようとしておられます。しかしながら、先日の御演説中にも、安定本部発表の経済白書においても、最近示された経済の現象面のみを強調して、若干樂觀的に過ぎると思はれる御見解を示しておられます。すなわち、前年度における供米及び納税の完遂、石炭の増産、最近における日銀券の頭打ちとやみ物價指數の横ばいというふうな点を好材料といたしまして、少し過大評價をされておられるのではないかと思はれるのであります。しかも、これが近ごろ流行の中間安定の論理の出発点であるようでありまして、これをもつて到達点といたしてはなりません。長期再建計画にいたしてはなりません。長米國の対日援助を既定の事実のごとく織りこみまして、東亞市場の急速なる回復が前提條件と相なつており、可能と現実性といひさか混同されてゐるやうに考へるのであります。現に、最初触れましたやうに、外電の傳へるがごとく対日援助が減額せら

れました今日、むしろこういつた計画をそのまゝ用いるといたします。すなわち、根本から崩れ去る結果と相なるでありません。國內條件といふことも、本年の供米と納税が前年同様に乗るか否かは、相当問題でございます。私が先刻それ／＼の箇所において御警告を申し上げたやうに、必ずしも樂觀せられるのは禁物であります。石炭も、四月の出炭高は決して満足でき得ないやうな数字であつたはずであります。日銀券発行高は、本予算施行と同時に急激に上昇を見るのであります。やみ物價は、公定價格改訂、運賃値上げを契機といたしまして急騰するであります。外資導入を軸心とするこの中間安定策なるものは、本予算の施行によつて一應破綻に直面しはしないかと私は憂うものであります。ここ

で私は、大蔵大臣の先日の御演説に用いられた表現をお借りいたしまして、大蔵大臣が明確に希望される中間安定の構想は砂上の樓閣に終るであらうといふ漠然たる恐怖を禁じ得ない、かやうに申し上げたいのであります。中間安定といふのがごとき氣休めにあらずして、より本質的な絶対の深淵と對決せんとする覚悟をお示し願ひたい。あえてお尋ねする次第でございます。われ／＼は、いたづらに批判のため批判を快しとするものではない。眞に日本再建のためには、今次予算に對してもきつめて慎重たらんことを期しておるやうな次第であります。先日民自党の山口君は、現内閣の余命いくばくもなしと断ぜられました。が、われわれは必ずしもさうには考へません。しかしながら、確かに現内閣にと

つて、その道は厳しく、かつ険しいものでございます。これこそ、敗戦國の政治がたどる運命であります。願わくば、政府は一刻も速やかに予算細目を示されたく、われ／＼としては再検討ないし追加質問の機会を留保して、この質問を終る次第であります。(拍手)

【國務大臣(芦田均君) 井出君の質問】
○國務大臣(芦田均君) 井出君の質問の中で、アメリカ國會における日本復興援助費削減の問題についてお答えいたします。

現在までの経緯によりますと、アメリカ國會の下院において対日復興費が削減せられたおもなる理由が二つあるやうに考えられます。その一つは、委員会に現れたる議論によりますと、経済復興援助費は占領地救済費とは別個の性質のものである、従つて、占領の実施に必然必要とする経費ではない、それゆゑに、もし経済復興援助のために経費が必要であるとすれば、政府はあらためて國會に向つてその許可を求めねばならないといふのが、一つの理由であつたと見えます。第二の理由は、すでに政府において、對外援助法の規定のもとにヨーロッパ、中國等に対して必要なる援助費を要求してゐるのであるから、もしこれと同性質の復興援助費を日本のために支出するならば、その費目の中からこれを支出してしかるべきであるといふのが、支出要求の手續上の問題であります。さらにその背景としては、御存じの通り、アメリカ共和黨が、本年一月議會召集當時より對外援助費の節約を主張いたしまして、その主張のもとに、すでに提出せられたるマシーヤル・プランの経費についても、著しく政府において減額いたしました。その原案においても六十數億圓程度に止めておる。その原案が、さらに今回下院の審議において、ヨーロッパに対する援助費も、また日本の復興援助費も、ともに減額を見たといふごとく映るものであります。その背景には、共和黨のかねての主張が相當の影響を與えたものと考へられるのであります。

かような援助費の削減が、一昨日あたりから上院に回付せられて、ただいま論議されておるやうであります。が、はたして原案通りに復活の見込みがあるかどうかといふお尋ねに對しては、現在のところ、確たる見透しはつきかねますとお答えいたします。私の答弁としては正確なことを申し上げかねるのであります。かような削減を見たことは、一昨日も本議場において申し述べたごとく、わが國の経済再建の前途のためにまことに憂うべきことには相違ありません。しかしながら、その費目の減額は、いわゆるエロアと稱する経費に止まつておるのであります。その他の救済費、すなわち四億三千何百万ドルの経費は下院を通過したことは御承知の通りであります。なお、この一億五千万ドルの削減が今後の民間外資導入にいかなる影響を與えるかといふ点につきましては、必ずしもこれが重大なる故障にはなり得ないと思へておる次第であります。

右、お答えいたします。

【國務大臣(北村徳太郎君) 井出君の質問】
○國務大臣(北村徳太郎君) 井出君の御質問にお答え申し上げます。

本年度の予算がまことに苦悶の予算であるというお話がございましたが、私どもは、これはまたまたくお言葉の通りであると思っております。

予算について、重点的な処理に配慮の余地はないかというお話がございましたが、これは何といたしまして、私どもは、このきわめて窮乏した財政の事情下にありますので、できる限り財政の重点性を顧慮したつもりであるのであります。

公共事業等について重点配分がどうなつたかというようなお尋ねもあつたのであります。これにつきましては、それ／＼所管大臣から説明があると思ひますが、公共事業費につきましては、治水費に比して治山費が僅少な点についてのお話がございました。これは申すまでもなく、治山と治水とは当然一体をなすべきものでございまして、いわゆる車の両輪というやうなかつこのものであると存するものであります。國土保全、あるいは天然資源の利用等につきましても、あるいは根本的、あるいは恒久的対策を要することはあるものでございまして、実は本予算において、治山費の山林関係公共事業費十九億千六百万円が、治水の公共事業費の中の河川百四億何かに對して僅少の額を呈しておるのであります。

これは國家財政の現状と、特に昨年の災害等の應急の処置等の關係がございまして、本年度においては、この点まことにやむを得なかつた、かゝり考へてゐる次第であります。

それから間接税の重課、これは所得税を根幹とする税体系を放棄したものと云つたやうなお尋ねがあつたので

ありますが、私どもは、それは考へておりません。どうしても根幹としては所得税中心でいくべきものと思へます。ただいまの財政状態が、まことにノーマルな状態ではない、これはやがて所得税中心の、簡素な、一本のもので処理ができるようになれば、大体さういふかなければならぬものであるといふことは考へておりますけれども、現状においては、まことにそれがなし得ないところに一つの大きな悩みをもつてゐる、かゝり考へるものであります。

間接税の重課の点のお話がありまして、この点は、所得税の軽減によつて大衆の課税を減したというけれども、間接税において相当の重課をしてゐるのではないかと御意見であつたと思つてゐる。この間接税の増徴は、主として従價税ではなく、従量税でございまして、従つて物價の変動等に即應して從價税を課税したものでございまして、かゝりな点において、御指摘のやうな意味にはならぬ、かゝり考へておるのであります。

なお、取引高税の創設でございまして、これも先ほど小坂君の御質問にお答え申し上げた通りでございまして、現下の情勢としては、まことにやむを得ないものがあります。所得税の軽減については、川島君の御質問の際にお答え申し上げたのでありますが、現在大体六千四百億の三人家族の方に對して、従来の千四百何十円という所得税が、五分の一くらいになるという程度の軽減をいたしておりますので、從量税としての間接税の影響は、お話のごとく注意はしなければなりません、こ

れをもつて所得税にかえて、さらに新しい圧迫を加へるものとは考へておりません。

それから法人税一元化の問題でございまして、これはお話のように、特殊な商工協同組合、あるいは信用組合その他の協同組合的な性質のもの、お話のごとく相互扶助的なものは、営利団体ではない。営利団体でないことはもちろんでございまして、しかし、経済団体ではある。経済事業を営むところの団体である。これは営利ではございせんが、経済事業を営み、かつ出資に應じて分配をするという点がございまして、今回これらの点から、特別法人税を廢して一般の法人並の扱いをすることにいたしました。もちろん、これは議論の存するところでありまして、できればかゝりなことをしない方がよいと思ひますけれども、今は何としまして、いろいろな点において無理な課税をいたしまして、御無理を願つて、國民の御承認をいただいて、國の基本的な財源を税に求めるというやうな観点から、まことにここに困難な立場に立つておるわけでございまして、但し、御指摘のございました特別法人税につきましても、普通所得に對する税率を、一般法人の場合に比し百分の五軽減をしておる。あるいは事業の分量に應ずる分配金等につきましては、これをその團體の損金に算入するといふやうなことをいたしまして、特別の取扱ひをいたしておるのでございまして、必ずしも一般法人と同様にいたしてやしませんので、この程度でこの際は御辛抱を願ふよりほか方法がない、かゝり考へておるのであります。

それから徴税機構の問題、本年度二千六百三十億圓というやうな租税に對して、一体これはどういふやうに考へておるかというやうなお尋ねがございました。お話のごとく昨年度は、先にも申し述べましたやうに時間的なずれがございまして、これがために非常におもしろからざる現象を呈したのでございまして、それらのこともございまして、本年度においては時間的なずれをなくするやうに、時期的な調節に努力をすることはもちろんでございまして、さういふにいたしまして、なお國稅査察官ともかりに名づけられ申すべきものをつくりまして、御指摘になりましたインフレ利得者といふものはなか／＼捕捉が困難であるけれども、これを適正に押えていくといふことが、これは租税の公正、あるいは負担の公平といふやうな点を考へましても當然でございまして、この点には十分に努力をいたして捕捉を徹底したい、かゝり考へておるのであります。なおこれがために、税制機構を根本的に改善しなければならぬ、あるいは税務職員の仕事の特異性といふものと對應いたしまして、その採用方法、職階制の程度、職階制のぐあい等も十分に勘案いたしたいと存じておるのであります。

なお、税務職員の再教育を現在相當にやつておるのではありませんが、今ありますところの税務講習所の制度のほか、短期講習会をしばしばやる、あるいは通信教育等の方法によりまして、税務職員の再教育に十分努力いたして、現下の稅收入が國家財政の根幹をなすといふ非常に重大性に鑑みまし

て、これに對処するほどの準備を整へようと、ただいま着々それを進めておるのであります。

税制全般に關する改革につきましては、税制改革懇談会等が設けられておりますので、これによつて、税制全般のこと並びに國と地方との税の調節等に關しまして、この面から十分に検討を進めたい、かゝり存じておるのであります。なお、昔あつた所得調査委員のやうな制度を、もう一度變つた意味で復活する意思はないかというお尋ねでございましたが、これは第一に、自発的な納税組合ができますこと、望んでおるのであります。まずさういふものができることによつて、また一方においては、何らかの審議を行う民主的の機關も何とかできることならやりたいといふので、ただいま考へを進めております。これは税制改革懇談会等においても十分御研究を願ふことにしておりますが、われ／＼の方においても、今検討を進めておる次第であります。

それから、價格差益金の還元についてのお話もございましたのであります。これはおそろしく農林當局からお答えがあると思ひますけれども、政府保有米の價格の差益、持米の値上りによる差益といふものは、これが新米の消費者價格を調整することに用いられてゐる。現在では差益を生ずる見込みがないのであります。さういふ事情にあるのであります。しからば、この差益を生じないことになつたことに對して、どう処置するかといふことにつきましては、これはただいま検討いたし、慎重な研究をいたしておりますから、後日

をもつておる問題でありまして、この点に触れた御質問と存じておるのであります。

公共事業費の中にあります六・三制の費用は、中学の建設費の問題でありまして、人件費はこの中に含まれておりません。なお建設費の予算に上りましたのは、國庫負担半額に當る額であります。これについての御質問の第一点は、公共事業費の中に計上すること

とは、多くの誤解を生じ、また獲得に困難があるから、独立の計算を立てるべきではないか、あるいは文教費として別に立てるべきではないかという御意見でございました。まことにごもつともと思つてあります。けれども、他面資料の面に關連して、公共事業費の中に組み入れるということが、今日の事態におきましてはやむを得ない事情にあることを、御了承願ひたいのであります。

第二の点は、教育優先の原則によつてこの予算を確保したかということでございます。教育優先の原則によつて一定の率を文教費に充てて、これをまず先に獲得するという形でありまして、まことにごもつともな御主張で、私もいたしまして、その方向に進みたいと思つてあります。けれども、今日の事情におきましては、さうなことが実現できない事情にあるのでございます。

第三の点は、一体この額で十分に六・三制の実行ができるかということに關連したものでございました。私どもは、困難のうちにも最大限の実現を求めました。しかし、他面國家の財政における均衡の面、他面におきましては資料の配給の面、かような面から六・三制の問題の重要性は十分認めながらも、十分に私どもの期待しておる額の予算を得ることができなかったことは、きわめて遺憾であります。それでは、文部省は一体どれだけの額を要求したかという御質問でございます。したが、これにつきましては、六・三制の中学に關しましては、約四十五億余を私どもは望ましいと考へたのでござ

います。安本の査定であります。約二十九億でございますが、実際にいろいろ努力をいたしまして、決定されたものは四十一億でございます。これは主として新制中学を中心とする六・三制の建築費の國庫補助でございます。さらにこれに關連のある小学校の災害復旧の費用というものを考えますならば、私どもの望んでおりますところよりは十億余ほど足りないという事情にあるのであります。私どもは、かようにして査定された額において、最善の努力をいたしまして六・三制の実現を期しますけれども、これではなお足りない部分があり、しかも、それには子供たちについて多くの困難を加えますので、關議の了解の上に、私どもは新財源を発見した上は、さらに増額をするという方面に最善の途を盡したいと思つておるのであります。六・三制の実行は、実は皆さんの御承知のように、日本の政府が内外に約束したところでありまして、日本の今日の財政上の実情からいいますれば、まことに苦難の道でありまして、國家も、地方も、父兄も、氣の毒だが子供たちも辛抱をして、この実現を期していかなければならぬところのものであります。私どもは、かような事情のもとに、與えられたる査定において最善を期しつつ、なおさらに皆さんの御協力を得まして、必要な増額を得て、多くの困難のうちにも、この教育刷新の中心であります六・三制の教育の完遂を期したいと存じておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣栗栖勉夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖勉夫君) 井出君の御

質問中、鮮魚蔬菜についての統制を大幅にはずす意圖はないかどうか、こういう点をお答えしたいと思います。この点につきましては、先ほど來申し上げましたように、廣く各方面の御意見を徴し、ただいま、はずすべきものははずし、はずし得ざるものははずさぬということについて調査をいたしておるのであります。この点は、いましばらくお待ち願ひたいと思つております。なおこれにつきましては、物價の補正をいたしますとともに発表をいたして、國民の御期待にも副いたと思つた次第でございます。

それから賃金安定策につきまして、政府の態度は、小坂君に対する答弁において述べました通りでございます。物價と賃金の惡循環を断ち切るために実質賃金を増進する、そのために配給を増す、こういうことのお尋ねがあつたのであります。が、まづ同感でありまして、これにつきましては、世間では、あるいは金額の面において、ただいまマル公による生活の金額が二五〇〇圓に上つておりますが、數量の面から申しますと、マル公は金額は低いものでございますから、大体半分ぐらいに上つておるような次第でございます。なお実質賃金を増進いたしますについては、これをさらに進める必要もございまして、一面において、國內生産のほか輸入關稅等についても、ただいま鋭意努力いたしておるような次第でございます。

〔政府委員大島義晴君登壇〕

○政府委員(大島義晴君) 井出さんの御質問に對しまして農林大臣よりお答え申し上げるべきであります。大臣

が少しく故障がありますので、私から代つてお答え申し上げます。第一番は、土地改良費が比較的少いではないか、一割増進はどうするか、こういう御質問の要旨であります。土地改良並びに排水事業の重要であることは、いまさら申し上げるまでもないのであります。従つて政府といたしましては、できる限り重点的にこれらの事業の実施をはかりたいと思つておるのであります。が、國家の財政の現状からいまして、昭和二十三年度においては、兩者の合計が二十五億三千万円あります。もとより不十分ではあります。これを基礎といたしまして、耕種方法の改善、病虫害の駆除、予防等の方法を講じて、一割増進を確保したいと思つておるのではありません。なお土地改良に關しましては、今後とも機会あるごとに臨機応變な処置をとつてまいりたいと思つておるのであります。

治山費の割合が非常に少いではないかという御質問に對しましては、農林省の治山治水関係の本年度要求額に對しましては三五・六％でありまして、予算は、補助金等を合計いたしまして十九億四千萬円でありまして、公共事業費總額の四・五％に當つておる次第であります。これは昨二十年年度の三・五％に比較いたしまして、幾分よくはなつておるのであります。が、水源地帯の保全上決して十分ではないのであります。これは恐縮いたしておるのであります。財政上一應これで收めたのであります。が、しかし、昨年の水害等の経験を活かしまして、危険地帯における

保安林の指定、あるいは世界的にその需要の増すであろうと想像せられる竹林の指定等を行ひまして、この砂防工事の不足を補つてまいりたいと思つておるのであります。

次に、農業復興金融庫の設立に關しましては、ただいま安本長官からも御説明があつたのであります。が、日本のたゞいまの農林漁業の復興金融の計画につきましては、御承知の通り三党政策協定にもはいつておるのであります。なおこれらの金融は、商工業の金融と事変りまして、非常に長期的にわたるものと、あるいは災害その他を通じて短期的にわたるものと二つの種類がありまして、一般の金融とは、その内容・性質が異にされておるのであります。特に、最近起りましたところの電害等に対しましては、きわめて迅速にこれが処置をとらなければならぬ必要に迫られていゝ等を勘案いたしまして、速やかにこの金融庫の設立を実現したいと思つて、せつかく努力中であります。

その次の、米價の引上げと、それが農家への還元支拂につきましては、これはある種の決定はしたのであります。が、その後種々なる都合から、これを表面化するとはできないのであります。が、昨年産米の生産者價格については、何らかの調整措置を講ずることが必要だと考へておりますので、慎重検討いたしておりましたが、ただいまの上げる時期に達しては何とも申し上げることは御了解願ひたいと思つのであります。

以上お答え申し上げます。

○井田徳太郎君 簡單でございますから、自席からお許しをお願いいたします。な御答弁漏れもあるようでありますが、詳細は細目が発表せられましうたときに追加質問いたしたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 本田英作君。

〔本田英作君登壇〕

○本田英作君 私は、日本自由党を代表いたしまして、大蔵大臣の予算大綱に關する演説につき質問をいたします。日本自由党は、健全なる野党として他の野党と同調せず、日本の今日おかれたる國際並びに國內情勢から、一日も早く予算の成立を期待する國民の熱情に副わんとするがために、いささか質問をいたさんとする者であります。なるたけ前質問と重複しないように私の質問を進めていきたいと思ひるのであります。

第一、総理大臣に對する質問。大蔵大臣は、終戦當時の國民の心理を表わすために、ある戰勝國の詩人が歌つた、漠然たる希望、明確なる恐怖というやうな文句を引用せられたのでございします。私をして現在の國民の心理を率直に言わしむるならば、平和に對する漠然たる恐怖という言葉をもつて表わすことができるのではないかと思ひるのであります。芦田首相は、本年三年二十四日、當時來朝のドレーパー米國陸軍次官と会見せられたが、その會談内容は、まったく知られていないのであります。しかしながら、當時二、三の新聞の會談内容として傳うところのものが、わが國民に對して、この漠然たる平和に對する恐怖の觀念をそそつたように思われ、今日といえ

ども、その恐怖觀念は拂拭されてないやうに思われるのであります。この恐怖觀念に基いて本予算をなめた場合において、はたしてこれが健全予算、健全財政、健全金融とつて、のほほんとおろることができでありませんやうか。われ／＼は、この恐怖感をもつてこの予算を見た場合において、多少の不安を心中にもたざるを得ないのであります。

かかる場合において、私は首相に對し、特に救國の熱烈なる信念のもとに、左の事項を実施せられんことを希望する次第であります。外に對しては、外資の導入、貿易の振興をはかるとともに、内に對しては、まず第一に徹底的なる行政整理を斷行するとともに、統制により絶大の權力を揮う官僚の腐敗を肅正することであると思ひるのであります。第二には、目前に展開されておる勞働攻勢の大波を合法的に食ひ止めること、第三には、統制による資本の虐待を手ぎわよく改善する必要があると思ひるのであります。これらの点に對する首相の所見をお伺ひしたいと思ひるのであります。

第二には、運輸大臣及び大蔵大臣に對する質問。

鐵道の運賃値上げにつきましては、すでに論じ盡されておるやうであります。が、しかし、旅客及び貨物運賃をともに同率三倍半の値上げをするといふことは、はなはだ不合理ではないか、こう考へておる次第であります。先刻、他の質問者に對する安本長官の御答弁の中に、今回の運賃値上げについては、独立採算制、國の財政及び物價といふこの三点に重きを置いて考案

されたといふことを言われましたが、しかし、旅客は六割から七割までは定期乗車券であるのでありまして、定期乗車券は普通乗車券より八割五分からお九割までの割引といふことになつておるやうであります。これを外國の事例に照らしみると、外國においては、定期券はせい／＼二割引程度のものである。もし旅客運賃を三倍五分の値上げをするといふことになりますれば、結局値上げの運賃の大部分は、普通旅客券を持つておる者が負担するといふことになるのでありまして、もし独立採算制を十分に徹底する考へがあるならば、学生や通勤者に對しては社會政策面の予算からこれを補助して、運賃面からこれを除き、定期券の割引高を低くして、初めてその目的を達することができと思ひるのであります。

かくのごときいたしますれば、旅客の運賃を一時に三倍半を値上げして、眞に必要な旅行者に迷惑をかけずに済むのではないかと思ひるのであります。また貨車運賃の方面を見ましても、歐洲方面では、石炭物價の半が運賃だといわれておるのでありまして、日本貨物運賃は非常に低廉で、石炭價格の十分の一にも當らないといふことである。もし独立採算制をとらんとするならば、この貨物運賃の方は相當値上げの余地があるのではないかと思ひるのであります。殊に今日まで貨物運賃の値上げは、旅客のそれに比しまして固定的であつた点から見まして、兩者を一樣的に値上げをするといふことは、どんなものかと思ひるのであります。あるいは貨物運賃を値上げすれば、ただちに物價に影響するといふ考

え方もありましようが、しかし、やみ物資はほとんど旅客便で運ばれることを思つたならば、その考へ方は必ずしも當らぬと思ひのであります。この点に對する政府の所見をお伺ひしたいと思ひのであります。

上京の途中、下関から乗りこんだ青年紳士を見ると、下関で有名な料亭の女將を同伴し、停車場ごとに、この紳士に對し、りつばなさ箱に入れた弁当や、おみやげの果物がひっきりなしに進呈される。しかるに、この青年紳士は、こんな弁当は食へぬと言つて、同伴のおかみさんに渡すという豪勢ぶりであつたといふことであります。驚くなかれ、その青年紳士は安本の査察官であつたといふことであります。こんな査察官が五千人もできたのでは、やみ米は一層値上りとなり、國民こそいひ迷惑と思ひのであります。政府の御意見を承りたいのであります。

第三は、大蔵大臣並びに安本長官に對する質問。

その二は、行政整理は一割五分程度の人員整理をするといふお話でありましたが、結果は結局、欠員になつてゐるものを補充せぬという結果に終るのではないかと思ひのであります。一面、現在この國會を通過し、または通過せんとする法案をざつと見たばかりでも、經濟警察法による全國經濟警察官の定員五千、農林検査所の職員、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引継いだ場合の措置に關する法律の一部を改正する法律に關する法律の増置といふやうなものがあつて、減らす反面には新たな職員を増すといふやうなことで、はたして行政整理の実をあげることであるかといふことを大いに疑ふ次第であります。殊に經濟警察官の査察官五千名は、大いにこれは考へる必要があるのではないかと考へております。近ごろ實際にあつた話でありますが、私の友人が

その二は、行政整理は一割五分程度の人員整理をするといふお話でありましたが、結果は結局、欠員になつてゐるものを補充せぬという結果に終るのではないかと思ひのであります。一面、現在この國會を通過し、または通過せんとする法案をざつと見たばかりでも、經濟警察法による全國經濟警察官の定員五千、農林検査所の職員、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引継いだ場合の措置に關する法律の一部を改正する法律に關する法律の増置といふやうなものがあつて、減らす反面には新たな職員を増すといふやうなことで、はたして行政整理の実をあげることであるかといふことを大いに疑ふ次第であります。殊に經濟警察官の査察官五千名は、大いにこれは考へる必要があるのではないかと考へております。近ごろ實際にあつた話でありますが、私の友人が

その三は、大蔵大臣は國民所得を一兆九千六十億圓と推定し、その推定の上に立つて、稅收入及び專賣益金をいづれも昨年度の倍額とする増稅斷行の拳に出られるのであります。しかし、われ／＼の見るところでは、國民の担稅力がすでに頭を打つてゐるのではないかと思ひのであります。その第一の事實は、最近四十圓で賣り出された新生タバコを、賣れ行きが悪いために二十圓に値下げしたことでありまして、專賣益金で歲入の四分の一を賄うといふ予算は、とうてい正常なものとはいわれぬと思ひのであります。また一般國稅關係においても、苛斂誅求を叫ぶ怨嗟の聲はちまたにあふれておると申しても過言ではないと思ひのであります。藏相は、救國財源その他貯蓄が二月までは増加したが、四月にはがた落ちしたといふことをふしぎがつておられるやうでありますけれども、これは税金を支拂うための減額であつて、いかに納稅が國民所得に強

く響くかを実証する第二の例と
思うのであります。その上、四日
の閣議で本ぎまりとなつた地方
財政改正案によれば、税金の増加収入
三百五十億、國民は、生れたばかりの
赤ちやんでも、一人千円を負担せねば
ならぬ。また医師、齒科医師、弁護
士、産婆、計理士、公証人のごとき知
能職業者までも事業税を課せられる
ということになつて、税の性格をもう
ろろ化してしまつた観があるものであり
まして、これら一切のことは、相重な
つて國民の納税意識を阻害せぬかを憂
慮するものであります。政府の所信を
お伺ひいたします。

それに附随して二、三の質問がござ
いましたから、簡單にお答えいたしま
すが、統制に關係ある官吏の腐敗を断
固として肅正すべしという御議論は、
まさにその通りでありまして、巷間傳
えられるごとき腐敗の事実がありとす
るならば、政府は断固として肅正のお
のを揮わなければならないと信じてお
ります。

また、行政整理を断行すべしという
御意見に対しては、先日来この壇上よ
りしばしば聲明した方針によつて
実行いたす考えであります。

さらに労働攻勢に対しては、これを
合法的に阻止すべきであるという御意
見も、まさにその通りでありまして、労
働攻勢の起らないように、経営と資本
と労働との調和をとることがその根本
の問題である、かように考えて、せつ
かくこの方面についての施策を講じて
おる次第であります。

以上、簡單にお答えいたします。

〔拍手〕

〔國務大臣(青田均君登壇)〕

○國務大臣(青田均君) 本田君にお答
えいたします。本田君の御指摘のごと
く、わが國民が平和に対して漠然たる
不安を抱いておるという事實は、私だ
れも同一に感じております。さりなが
ら、この現象は實は世界的の現象であ
りまして、對外的に言へば平和に對す
る不安、精神的に言へば必然的に戦争
によつて驚愕されたる昏迷、物質的に
は飢餓と窮乏に對する危懼、われわれ
がかような世界に住んでおるというこ
とは、何人も異議のない点であると思
います。そういう際に國民的運動を起
せという御意見については、政府も全
然同感であります。その運動が、い
たずらに形式に流れ、戦時中の國民運
動の轍を履まないがごとく、眞に有効
適切な政府の施策によつてこれを効果
あらしめたいと考えておるわけであ
ります。

〔國務大臣(北村徳太郎君登壇)〕

○國務大臣(北村徳太郎君) 本田君の
御質問中、私に關する分についてお答
え申し上げたいと思ひます。

本年度におきまして、所得税、法人
税を中心としたしまして、相当程度負
担の軽減をはかることにいたしてあり
ます。これによりまして、個人、法人
を通じて租税が調整・合理化されるこ
とと考えるのであります。國民所得に
對する租税の割合につきまして御質問
がございましたが、これは地方税を含
めて大体二二%になつております。國
民の負担が軽いとは決して申せないの
であります。財政收支の均衡上、現

下の事情としてはどうしてもやむを得
ないものと、かように考えているので
あります。

なお、徴税等に關しまして適正公正
を期することはもちろんでありまし
て、この点については、今後も十分の
努力をいたしたいと考えております。

〔國務大臣(岡田勢一君登壇)〕

○國務大臣(岡田勢一君) 本田君の御
質問の、定期乗車券の日本の現行の割
引率は、外國に比しまして非常に低い
ことは御指摘の通りでありまして、そ
の点は、本田君の御見識に敬意を表し
ます。次第でございまして、ただ問題
は、ただいまの社會情勢下におきまし
て、定期乗車券の割引率を変更いたし
ますことは、多数の勤勞者大衆の生計
費に直接影響を來します問題でござい
ます。すなわちこれは賃金の改訂を意
味することに相なりますので、やはり
今回は、現行率のまま、同じく三・五
倍に引上げるといふ案を策定いたしま
して、この賃金ベースもそれに合はし
て決定せられました次第で、御了承を
願ひたいと存じます。

貨物運賃の價格が、今の構成に對し
てすこぶる低いではないか、もつと引
上げてはどうかという御意見、並びに
旅客運賃の引上げが、實際上において
は物價に相當影響するのではないかと
いうお説でございまして、この点につ
きまして私は同感でございまして、貨
物運賃は、独立採算制の考えからいた
しますと、もう少し引上げたいのでは
ございまして、これまた先ほど御答弁
申し上げましたように、ただいまのイ
ンフレーションの現状から考えまし

て、これ以上引上げて物價を高騰せし
めるといふことはできない關係にあり
ますので、價格から考えますと比較的
水準は低いのでございまして、三倍半
程度に止めるということにいたしました
わけでございまして。

旅客運賃が高過ぎるという御指摘の
点は同感でございまして、これまた先
ほど御答弁申し上げましたごとく、も
しこれより低い旅客運賃にきめます
ことになりまして、鐵道を利用せられ
る乗客以外の一般の國民に、租税など
の形で負担を増さなければならぬこ
とに結局相なります。ただいま決定し
ております案の三・五倍というのは、
必ずしも鐵道に乘車せられる方々が、
今日の貨幣價值から考えて負担しきれ
ない程度のものでない、同時にまた、
物價倍數から考えましても相當に低い
價格になつておりますので、今日の諸
般の情勢から考えてやむを得ない、御
得心を願わなければならぬ程度のも
のであると考えて、案を決定いたしま
した次第であります。御了承を賜わり
たいと存じます。

〔國務大臣(栗栖勉夫君登壇)〕

○國務大臣(栗栖勉夫君) お尋ねの中
で、私に對する点は、安本において摘
発いたしました隠匿藏物資の処分益金
をどうしておるかという点でありま
す。これは御案内の通り、産業復興公
團で買ひ上げまして、処分いたしてお
るのであります。処分價格と買上げ
代金及び諸掛費を差引いた残が益金と
なり、國庫に入るものであります。二
十二年度分、すなわち本年三月末まで
の約一箇年間の公團買上げ物資の價格
は、現在のマル公で計算いたしました

約六億八千二百万円に相なるのであり
まして、その二分の一ないし三分の一が
益金になることに推算されるのであり
ます。すなわち四、五億のものがはい
ると思はれるのであります。これは確
算の上で、逐次雜收入として歲入に入
れられるのでありまして、詳細は、い
ずれ今回の予算を發表いたしました上の
ことに譲りたいと思ひ次第であります。

それから、安本の査察官の問題につ
いてでございましたが、安本の官吏等
で好ましくあらざるものがありますな
らば、御説の通り、これは模範となら
なければならぬものでありまして、十
分戒飭いたしたいと、こう思つておる
次第であります。なお、この査察官が
相當多数になるというのであります
が、全國的に調査をいたすのでありま
すので、相當の人数が必要だといふこ
とはやむを得ないのであります。しか
しながら、その人選その他につきまし
ては、委員會を設け、官吏のみなら
ず、民間の適材をも採擷いたしまし
て、そして査察の目的の趣意に副う
ように十分努めたいと思ひ次第であ
ります。

〔議長(松岡駒吉君)〕 林百郎君。

○議長(松岡駒吉君) 林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 私は、日本共産黨を代表
し、北村大藏大臣の財政演説に對し、
次のごとき立場において質問したいと
思ひます。

すなわち、政府によつてさきに國會
に提出された予算の大綱なるものにつ
いてであるが、これは實質的に見ま
しても、これによつて、本年度の予算
により日本の人民大衆の生活がはたし
てどうなるのか、また人民大衆の負担は

官報号外 昭和二十三年六月八日

衆議院會議錄第五十七号

青田國務大臣の答弁 北村國務大臣の答弁 岡田國務大臣の答弁 栗栖國務大臣の答弁 國務大臣の
演説に對する林君の質疑

どの程度になるのか、日本の産業復興の計画はどうかというところが、具体的には知る由もないのであります。これはいかに実質的に、具体的に、本年度予算の一部と見ることができ、また法律的形式から見ても、国会で審議すべき条件を具備しておる予算の一部とは考えられないのであります。要するにこの予算の大綱は、予算案の一部ではなくして、政府の財政計画と想うのであります。従つて、本年度の予算に關するものが、政府の予算案が正式に上程されるのを待つて、あらためて行ふものであるということ、を、あらかじめ言明しておくものであります。

そこで私は、かかる立場において、首相はじめ各閣僚大臣に對して、大要次の三点について質問をしてみたいと思ふのであります。第一は、予算編成上成規の手續が踏まれておらないと思ふが、その点についての政府の責任と、予算の編成が今日かくのごとく遅延しておるところの政府の責任をどうするかという点が第一。第二としては、予算審議の前提として、政府はいわゆる予算大綱なるものを出して、その予算大綱なるものについて、政府自身いかなる見解をもつておるか。第三としましては、菅田内閣のいはゆる予算大綱によつて示された財政計画なるものは、すべて実現不可能と思われ、いゝゆる漠然たる將來の希望的條件を基礎にして、砂上の樓閣として組み立てられておるのであります。この一部が崩壊することによつて、政府の財政計画は全面的に崩壊するのであります。

すが、これについて政府はどういう責任を負うかという点であります。

まず第一に、予算の編成上の手續の違法並びに予算編成の遅延についての政府の責任の問題であります。われわれは、政府の發表した予算大綱なるもの、すなわち政府の財政計画を見まするに、また予算案作成の経過を見まするに、菅田内閣には、國政遂行の基本的方針であるところの予算を編成する能力がないのではないかということが、十分指摘し得ると思ふのであります。

すなわち、財政法の第二十七條によれば、常例としては、すでに予算案は十二月に上程されておらなければならぬ。かりに内閣更迭の点を斟酌するとしても、約半年を経過した今日に至つても、今もつて本格的な予算が國會に上程されておらない。しかも本國會の会期は、すでに余すところ二週間を欠いておるのであります。しかるにもかゝらず、今もつてこの状態であるのであります。本會計年度の当初たる四月には、すでに本予算の実施を見ること、憲法上並びに財政法上の規定としておる常道であります。しかるにもかゝらず、四月、五月、六月も暫定予算をもつて彌縫し、また七月も暫定予算として組み直しを必要とするかのごとき状態にあるのであります。かかることにより、明らかに菅田内閣には予算編成の能力のないということを断ぜざるを得ないのであります。

次に、菅田内閣の予算編成の経過を見まするに、数回にわたつて閣議で決定をやりながら、その都度いゝゆる有力なる意見なるものが現われまして、これによつてしばしば組み直しをして

おるのであります。一体、閣議決定以上の有力なる意見というものは何を指すのであるか。また予算編成遅延の責任は、はたしていづれにあるのか。閣議にあるのか、また有力なる意見にあるのか。この点を明確にしてみたいと思ふのであります。この点に關し、菅田首相の責任ある回答を得たいと思ふのであります。

そも、政府は、本年度予算の編成にあたりまして、財政法に所定されておるところのいゝゆる予算編成方針の閣議決定以來、見積書の作成、提出、これによる概算の閣議決定、歳入予算明細書の作成、予定経費要求書の提出、これに基づく予算編成の閣議決定、國會の上程なる成規の手續を、はたして行つたか否かということをわれわれは疑うのであります。これだけの長い期間にわたつて、國民の利害に重大なる關係のある問題が、閣内のみで秘密裡に審議され、一切國民に隠蔽されておるのであります。しかも今日、突如としてこの大綱のみが示され、國會に短期の間に審議を求むるということ、は、民主主義的な態度とは断じて言えないと思ふのであります。この点につき、首相はいかに考へるか、その所信を問ひたいと思ふのであります。

次に、予算審議の前提としてのいゝゆる予算大綱の性格でありますけれども、政府は、いゝゆる予算大綱の説明をもつて、予算の審議の一端としようとしておるのであります。この問題は、議員の予算審議権の制限に關係をもつものであります。將來の先例にもなることでありますから、こゝでしばしば検討してみたいと思ふのであります。

財政法によりますれば、歳入歳出の予算は、歳入にあつてはその性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別され、さらに各部中に款項を設ける、またその収入または支出に關係ある部局等の組織の別を明らかにしなければならぬといふことは、財政法第二十三條に明記してあるところであり、また、かかるに、政府提出の大綱には、またたくこれが示されておらないのであります。それから、實質上國民の生活の安定、産業再建についての具体的な方針が審議できないことは、もちろんのこと、形式的、法理上からいつても、この予算大綱なるものは断じて予算の一部をなすものでないといふことは、はつきり言えると思ふのであります。

さらにこの予算大綱には、財政法に規定してありますところの、形式的に言へば附屬の参考書類の添附がない。もちろん、實質的には國民の負担の明細が測定できるような附屬資料が何ら整つておらないのであります。従つて予算の審議は、事實上これをもつてしては不可能なのであります。國民に對し、予算審議の責任を國會としては果し得ないのであります。しかるに、大綱をもつて予算を審議せようとする政府の態度は、上からわくをきめていくやうなものであつて、そのこと自体が天降りのものであり、反民主的なものと言わざるを得ないのであります。すなわちこの方法は、結局各費目のわくをまず承認させておいて、しかる後に、その中で關係者をして分取りの争ひをさせ、そして、その責任をこれに轉嫁させようとするやうなものであります。たとへば公共事業費中を見ても、この中で六・三制の予算と災害地復興費とを相互に争はせようとする、そうして、その責任をこれに轉嫁せようとするものであります。かかる非民主的な、天降りのな押つけ方針については、われわれは断固これに反對するものであります。よつて私は、この問題について、國會の權威のために、次の三点を菅田首相に質問したいと思ふのであります。

まず第一には、一体政府は、この予算の大綱によつて、本格的な予算といふなる閣議をもたせようとするものであるか。第二点としては、國會に對しては、この大綱の説明によつて予算案の審議を當然開始すべきものと考へておるか。第三としては、政府はこの予算大綱について、いかなる法的な性格を附與しておると考へておるか。以上の点について菅田首相の責任ある回答を得ておくことは、將來に惡例を残すことなく、再びかかる變態的な予算審議を國會において行ふことなきを期するためであります。實質的に國會の予算審議権を不当に制限されることを防止する意味においても重要と考へるがゆゑに、この質問をなす次第であります。

次に内容的に見まして、もちろん、責任ある本予算に對する質問はあらためてなしますが、この政府から示されるところの予算大綱なるもの、いゝゆる政府財政計画を一覽しますに、実に實現不可能の漠然たる希望的條件を基礎として、砂上の樓閣として組み立てられておるのであります。この点については、すでに國協の井出君もこれを

と述べたことを見ても、この中で六・三制の予算と災害地復興費とを相互に争はせようとする、そうして、その責任をこれに轉嫁せようとするものであります。かかる非民主的な、天降りのな押つけ方針については、われわれは断固これに反對するものであります。よつて私は、この問題について、國會の權威のために、次の三点を菅田首相に質問したいと思ふのであります。

指摘しておる次第であります。北村大蔵大臣の予算大綱の財政計画に關する方針は、一切が事實上実現が不可能である。人民大衆によつて猛烈な反対を受けておるのを無視して、これを強行せんとするものでありまして、かかる不可能な基礎的な條件の上に組み立てられた財政方針なるものは、まづたく空中樓閣にすぎないと思ひのであります。

以下、その事實を簡単に列挙して見ますと、第一には、本予算大綱は物價の改訂、賃金ベースの改訂を前提としての組立てであるが、従来は、かかる場合は、必ず物價の改訂、賃金ベースの改訂等が議會によつて十分審議・承認・決定を見た後に、初めてそれを基礎として予算の組立てがなされておるのであります。しかるに、このたびの北村大蔵大臣は、物價一・七倍改訂、賃金三千七百円ベース改訂、鐵道運賃三・五倍値上げ、郵便料金四倍の値上げ等を、予算編成の基礎條件としておるに於ては、これら基礎條件は、すでに國會の承認を経、決定しておるかの如き既成事實として組み立てられておるのであります。しかるに、これらの基礎條件は、今もつて何一つ國會の承認を得ておらないのみならず、その承認がはなはだ危ぶまれておる状態なのであります。

次に、賃金ベースの問題について見ますと、國鉄の労組だけは、政府の言うことをよく聴く労組だということを、政府は考へておつたかもしれないのでありますが、その國鉄ですら、賃金手取り五千五百円を、このたびの第四回の奈良の大会において決議しておる

のであります。しかも、これは四月、五月に對する賃金であつて、物價改訂後の、六月以降は、これを上まわる要求の出るの当然であります。政府の言うがごとく、六月以降税込み三千七百円ベースに改訂のごときは、まづたぐ意味をなさないのであります。國鉄においてすらしかりであります。ましてや、他の全官公廳の労組においてこれを承認するはずはないのであります。

政府発表の經濟白書によりますと、実効物價は、昭和十二年を基礎として、二百倍となつておるといふのであります。しかるに、昭和十二年度當時の工業における平均賃金は五十四円十錢であるのであります。しかも、これは世界で有名な低賃金であつたのであります。これを実効價格でスライドすれば、政府提出の資料によつてすら、労働者の平均賃金は月額一万八千二百二十円とならなければならぬのであります。この点については、社會黨の川島君の意見でも、三千七百円ベースは戰前に直せば二十七円だと言ひのであります。わが國の計算によりますと、三千七百円を二倍の實効價格のスライドで逆算すれば、三千七百円ベースといふものは、實に戰前の十八円五十錢となるのであります。十八円五十錢で戰前生活をしていたと同じことになるのであります。いかにこの三千七百円ベースといふ賃金が荒唐無稽にして、労働大衆の生活を不可能とする數字であるかといふことは、明白であると思ひます。一方、電産、全通等の基幹産業の労組は、三千七百円ベースなどは、実は問題にしておらないのであります。

かくのごとき情勢下において、政府はどうして賃金三千七百円ベースを労働者にのませようとするのか。さきに政府と團體交渉の妥結を見ましたところの二千九百二十円ベースにおいてすら、その職階制については、まづたぐ労働者から拒否されておるのであります。しかも、最初から反対を受けておるところの三千七百円ベースを、労働者に承知せしめるといふ可能性があるはずはないのであります。議會はかかる責任を負いたくないし、またそれが通ると思つておられるのは、天下に北村大蔵大臣ただ一人であると思ひのであります。

そも、政府の三千七百円ベース決定の基礎は、二十三年五月の鐵工業の平均賃金を基準にして算定したのであります。これは、やみ値三・六%増し、マル公一・七倍値上げとしておるのであります。かかる不合理な推定はあり得ないのであります。たとえば石炭の例をもつて見ますと、國鉄向けの石炭は現行マル公の二・六倍、すなわち、トンあたり三千七百円と決定しておると傳へられておるのであります。基礎物資が二・六倍に値上げの場合に、消費物資が一・七倍に止まるといふわけはないのであります。ましてや、やみがわずかに三・六%しか將來増加しないといふはずはなく、しかも六月以降は、まづたぐやみ値が進行しないし、マル公の騰貴もしないといふ推定は、現情勢下においてはまことに笑うべき前提であると思ひます。すなわち、マル公改訂によるやみ値のはねかえり、運賃、郵便料金改訂によるやみ値のはねかえり、これはすでに民衆

の小板君も指摘されましたが、これを全然政府は認めておらないといふことは、ばかげた事實であります。かかる前提のもとにおいて、賃金三千七百円ベースは實現不可能でありまして、この物價と賃金の關係について、北村大蔵大臣並びに所管大臣である加藤労働大臣はどう考へるかといふことを、答弁を求める次第であります。

一方、米價並びに農産物の價格の点について見ますと、これも國民協同黨の井出君がすでに指摘しておりましたが、たとえば、石炭のごとき基礎物資は二・六倍に値上げをしておりながら、諸物價平均の値上げは一・七倍にしておるわけでありまして、これを基礎として、低賃金である三千七百円ベースをくぎづけにしているのではありません。かかる場合には、消費者に賣る米價を安くしない限り、基礎物資が一・七倍に止まるはずはないのであります。ところが、生産者たる農民に對しては、價格差補給金を出さないといふことは、すでに農林大臣が指摘しているところでありまして、しかも、消費者に賣る米價を安くして、しかも生産者たる農民に價格差補給金を出さないといふことになれば、再生産を保障する適正な米價の決定といふことは、まづたぐ不可能となるのであります。こゝになると、農民の猛烈な反対があることは當然であります。かかるがゆゑに、物價變動の現在において、今なお新米價をいかに決定すべきかといふことの決定を見ないのであります。しかも政府は、農民への追加支拂にも、公約を破つて拒否しておるのであります。將來に對する米價の決定もなさずして、どうして予算が組み得るか。この点に對する農林大臣の答弁を求めたいのであります。

次に、運賃と通信料金の値上げの問題であります。政府は、鐵道、郵便事業等の、戰爭によつて破壊を受けた事業の復興、あるいは施設の改善等、經營の合理化等を全然することなくして、ただ獨立採算制のみをかかる官業に押しつけておるのであります。たとえ、鐵道、通信事業等におけるところの、進駐軍向けのサービスに對する諸經費、こゝにいうものは、當然一般會計の負担すべきものであります。これを特別會計に負担させておる。また國鉄に對する石炭購入への補給金のごときは、全然これを支拂つておらない。また、高騰する諸物件費に對する檢討も全然加へておらない。ただ獨立採算制に名を借りて、企業を分割し、行政整理を強行し、組合の分裂と労働の強化を企圖しようとしているのみならず、一般大衆の負担の加重、物價の騰貴、インフレーションの激化をもたらし、この運賃、郵便料金の値上げを、獨立採算制の名のもとに実施しようとしておるのであります。これに對しては、國鉄、全通の労働者諸君の内部の反対は猛烈であるのみならず、一般市民、否、全國民をあげてこれには反対しておるのであります。現に社會黨ですら、運賃値上げ三倍半は反対である。また民衆の小板君も、本日、三・五倍値上げは反対であるといふことを言つておるのであります。部内のみならず、與黨側がすでに反対しているにもかかわ

らず、鐵道運賃三・五倍、郵便料金四

要なる点については、ただいま総理より答弁がありましたので、私から申し上げる必要はないと思うのであります。林君のおっしゃる通りに、物價は物價、賃金は賃金と、なせ出さなかつたかというお話でありましたが、かようなことをやつておつたのでは、どうして間に合いませんので、急いで物價並びに賃金を総合的に勘案いたしました。これを國民経済に結びつけてやつたものが大綱であります。大綱は大綱でありまして、財政法に基く予算はすでに提出いたしましたから、これについて十分御検討願いたいと存じます。

〔國務大臣加藤勤十君登壇〕

○國務大臣(加藤勤十君) 林君の御質問は、三千七百円ベースがはたして維持できるかどうか、こういう御質問でありましたが、一昨日のこの議場においてお答えいたしました通り、現在の政府がもち得る数学的根拠によりますれば、それは一應の妥当性、合理性をもつておるといふことについては、變りないのであります。(拍手)

〔政府委員大島義晴君登壇〕

○政府委員(大島義晴君) 林君からのお尋ねの米價問題に關しては、先ほど井出君にお答え申し上げてありますので、あれによつて御了承願いたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣富吉榮二君登壇〕

○國務大臣(富吉榮二君) 林君のお尋ね中、進駐軍の費用を通信省特別會計から支拂つておるが、これは一般會計から支拂うのがほんとうではないかとおつしやいますが、それはその通りになつてゐるのであります。これはあな

たの予算の見方がどこか間違つておると思ひます。(「拂つておるのか」と呼び、その他発言する者あり) 拂つております。(「どれだけ拂つておるか、それがわからない」と呼び、その他発言する者あり) それはあとで、委員会でお答えいたします。生産復興の経費にいたしましたも……

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 靜粛に。

○國務大臣(富吉榮二君)(続) これは公債によつてやつておるのでござい

ます。進駐軍用の人件費及びすべての費用は、終戦処理費から支拂つておるのでございまして、さう御了承願ひます。何かお考え違ひであつたと思ひます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 明二十八日は定刻より本會議を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後五時四十二分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣	芦田 均 君
外務大臣	北村徳太郎 君
大藏大臣	森戸 辰男 君
文部大臣	水谷長三郎 君
商工大臣	岡田 勢一 君
運輸大臣	富吉 榮二 君
通信大臣	加藤 勤十 君
労働大臣	栗栖 勉夫 君
國務大臣	栗栖 勉夫 君
國務大臣	青木地義三 君
國務大臣	一松 定吉 君
國務大臣	船田 亨二 君
出席政府委員	
内閣官房次長	有田 喜一 君
内閣官房次長	福島慎太郎 君
佐多 忠隆 君	

大藏事務官 福田 勉夫 君
大藏事務官 平田敬一郎 君
農林政務次官 大島 義晴 君
商工事務官 松田 太郎 君
運輸事務官 芥川 治 君
運輸事務官 加賀山之雄 君
運輸事務官 三木 正 君
運輸事務官 數谷 虎芳 君
運輸事務官 岡田 修一 君
運輸事務官 大久保武雄 君
通信事務官 大野 勝三 君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る五日松岡議長は、芦田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(大臣官房會計課長) 大槻 義公
大藏事務官 北島 武雄
(主計局總務課長) 山下 榮二 君

一、去る五日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。
不当財産取引調査特別委員 足立 梅市 君

一、去る四日運輸及び交通委員長から提出した左の公聴會開會承認要求書に對し、議長は去る五日これを承認した。

公聴會開會承認要求書
一、公聴會を開こうとする議案
國有鐵道運賃法案

一、意見を聞くとする問題
鐵道運賃値上の可否、若し可とする場合は、その値上率について

右によつて公聴會を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。

昭和二十三年六月四日
運輸及び 川野 芳滿
交通委員長

衆議院議長松岡駒吉殿
左の公聴會開會報告書を提出した。

公聴會開會報告書
一、公聴會を開く議案
國有鐵道運賃法案

一、意見を聞く問題
鐵道運賃値上の可否、若し可とする場合は、その値上率について

一、公聴會の日時
昭和二十三年六月十二日 午前
十時

右によつて公聴會を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十三年六月五日
運輸及び 川野 芳滿
交通委員長

衆議院議長松岡駒吉殿
一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。

會計法の一部を改正する法律案
判事補の職權の特例等に関する法律案

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

電信電話料金法案(内閣提出)(第八四号)

郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八五号)

以上二件 通信委員会 付託
會計法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第八九号)
財政及び金融委員会 付託
判事補の職權の特例等に関する法律案(内閣提出)(第九〇号)

司法委員会 付託
一、去る五日提出した緊急質問は、次の通りである。

公職資格訴願審査委員会の審査に關する不当処置に對する緊急質問(樋貝詮三君提出)

(第四十六号參照)
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横濱市、名古屋、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新

潟市、鹽釜市及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大坂市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、濱田市、福岡市、佐世保市、長崎市、長崎縣下縣郡嚴原町、鹿児島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて、地方自治法第五十六條第四項の規定により、國會の承認を求めようとするものである。

二、議決理由
海上保安廳法の施行に伴い、地方にこの海上保安廳の事務所を設置することは、妥當且つ必要と認め

たので、本案を承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月六日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡駒吉殿

戸籍手数料の額を定める法律案
(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

改正戸籍法により戸籍手数料の額は別に法律で定めることになっているが、財政法第三條の規定の適用があるまでは政令によることを妨げないという規定によつて一應効力の認められていた現行戸籍手数料規則を財政法第三條の施行にあたり法律に切り換える必要から提出せられたものであり、その内容は現行規則と全く同様である。

二、議案の可決理由

本案の急速なる成立は、戸籍法当然の要請でありその内容は適切と認められる。これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年五月六日

司法委員会理事 鍛冶 良作

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第四十七号参照〕

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的

本法律案は、現下財政の状況に

より加入電話の設備の増加に要する資金を一般財源に求めることが困難となつたので、当分の間これを電話の加入申込者等から直接借り入れることを目的としたものである。

二、議案の要旨

本法律案の要旨は左の通りである。

(一) 電話の加入申込者、加入電話を譲り受ける者又は戦災を受けた電話の復旧を請求する加入者が、通信事業特別会計法第五條第一項の規定により発行される公債を引き受けないときは、電話官署は、その加入申込を受理せず、加入電話の利用をさせず、又は当該電話の復旧を繰り延べる。但し電話を國又は地方公共団体の用に供する場合、その他特定の場合同様に例外を認める。

(二) 引き受けらるべき公債の額は最近六箇月間において加入電話の設備の増加に要した費用の額を、その期間内に開通し、又は復旧した電話及び譲渡のあつた電話の総数を以て除して得た額の基準とし、將來における費用の額の変動を考慮して政令でこれを定める。

(三) 政令で定める増設機械の装置の請求についても以上に準ずる。

(四) 引き受けらるべき公債は発行価格、額面百円につき百円、償還期限十五年以内、利率年四分、利息支拂方法毎年一回支拂

とする。又この公債又はこれを担保とする貸付金は日本銀行法第三十二條第一項の保証に充てることができる。

(五) この法律は公布の日からこれを施行し、昭和二十四年四月一日から、その効力を失う。

三、議案の可決理由

財政の現状に鑑み、電話の加入申込者等に電話拡張公債を引き受けさせ、これによつて電話設備増加資金を調達することは、電話事業の再建上緊急の要務であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年五月十八日

通信委員長 土井 直作

衆議院議長松岡駒吉殿

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本議案の要旨は、二つある。その第一は、地方自治法第五十六條第五項の中に「航行施設、氣象官署、水路官署」とあるのを「氣象官署、海上保安廳の基地施設、通信施設、航路標識及び水路官署」と改めようとするものである。元來地方自治法第五十六條第五項の規定は、同項の中に掲げてある諸施設は、同條第四項の規定による國の地方行政機関のよう

に、その設置に関しては、國會の承認を経なくてもよいのであるから、今回これらの諸施設の中へ海上保安廳の基地施設、通信施設

航路標識を加えようとするのは、これらの諸施設が、行政権に基づく監督的機能を果すものでなく、海上保安業務を行う現場的業務をなすものであつて、他の病院、鉄道、監視所等と並んで、例外として、その設置変更の点に弾力性をつけようとするがためである。

本議案の要旨の第二点は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令中、第五項から第七項までを削除せんとするものである。これは、この政令によつて、掃海及び旧海軍艦船の保管に関する事務は、運輸大臣管理の下に、運輸省海運総局及び海運局の所管に属していたのであるが、先程海上保安廳法の制定により、これらの事務は、海上保安廳の所掌となつたので、これに吸収せしめるために、本法律案に第二條を設けて、この政令の第五項から第七項までを削ることに致したのである。

二、本案の可決理由

海上保安廳法の制定に伴い、地方自治法及び昭和二十二年政令第三百二十五号の一部を調整する必要があると認め、本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第四十八号参照〕

農地開發營團の行う農地開發事業

業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農地開發營團は、さきに閉鎖機關に指定せられ、目下特殊整理を実施中であつて、營團の事業は政府がこれを引き継いだのであるが、この場合に必要の措置に關しては第一回國會において関係法律案を審議し可決したのである。

然るに、この事業を繼承し実施するに當つては、旧營團より引き継いだ職員の一部を資金前渡官吏その他の官吏とする必要が生じたので、官吏定員の増加を図り度いというのが本法律案提出の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

現に國の行つてゐる開拓事業には檢討すべき余地があるが、本法律案の趣旨は極めて簡明であり、且つ別段の予算的措置を伴わないのであるから、開拓事業の円滑なる遂行上妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十一日

農林委員長 井上 良次

衆議院議長松岡駒吉殿

定價 一部 二四二十錢

所行發

東京都新宿区市谷本村町
電話九段五三二 印刷局
振替東京一九〇〇〇〇 圖書課